

次期箕面市総合計画策定に向けての提言書

提言シート集

2008年9月

箕面市民会議

「提言シート集」について

箕面市民会議（公募市民 51 名、サポートスタッフ 26 名の合計 77 名で構成）では、次期総合計画の策定に向けて、これからの 10 年間の箕面市のまちづくりの方向性や進め方について、1 年 4 カ月にわたって検討してきました。

その検討成果として、主に次期総合計画における基本構想に相当する部分となる「提言書」と、主に基本計画に相当する部分となる「提言シート集」をとりまとめました。

< 「提言シート集」の作成方法について >

「提言シート集」は、右記の 6 つの分科会において検討してきたことを中心に、分科会が連携・協力しながら作成しました。なお、作成にあたっては、時間的な制約などもあり、分野を網羅して作成するのではなく、市民の視点から特に積極的に提言していきたい分野についてできるだけ広く提言を行うこととしました。

【6つの分科会】

- ・「元気 みのお...ひとが元気、街がげんき、山がげんき」分科会
- ・「人と人がかかわり、人が育つ」分科会
- ・「人が育てる環境」分科会
- ・「命の森を豊かにする。安心して暮らせるまちづくり」分科会
- ・「市民主体のまちづくり」分科会
- ・「箕面市の経営改革 - ビジョンと戦略」分科会

< 各提言シートの構成について >

各提言シートは、「めざす姿」、「指標」、「現状と課題」、「役割分担」、「主要な取組」、「個別案件に対する提言」、「まちづくりの効果」を基本的な項目立てとしました。

全体会議で定めた箕面の将来都市像「ひとが元気、まちが元気、やまが元気～みんなで作る「箕面のあした」～」の実現に向けて、まず、まちづくりのゴールを「めざす姿」として定め、その実現状況を測るモノサシとして「指標」と目標値を設定しました。

「めざす姿」と「指標」を受けて、「現状と課題」を整理し、課題克服のための取組について、“市民等が取り組むこと”、“市民等・行政が協働で取り組むこと”、“行政が取り組むこと”として役割分担を示しました。ここでの“市民等”には、市民はもとより、市民活動団体、公益団体、企業・事業所などの“まちの公共の担い手”を含んでいます。さらに、各分科会での検討が具体的な事項に及んだものについては、「主要な取組」、「個別案件に対する提言」を示すことし、最後に「まちづくりの効果」を整理しました。提言シートの主要な事項については、「まちづくりの基本方向」として「提言書」にも盛り込みました。

< 指標について >

指標については、箕面市においては実施計画で掲げられているものの、現在の第 4 次総合計画では掲げられておらず、次期総合計画においては長期の目標指標として盛り込まれることが強く望まれるところです。提言シート集の作成にあたっては、指標について様々な検討を行いましたが、現状値が把握されていないものも多数あり、やむなく「未調査」として表記することとし、その代わりに、“指標を用いる意義”を参考資料の指標リストに明記することとしました。今後、「策定委員会議」、「総合計画審議会」に検討の場は移りませんが、指標として掲げることの必要性が共有されれば、データ把握のためのコストも一定考慮しつつ、データの収集に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

【提言シート 目次】

項目	番号	提言シートの名称	頁
まちづくりの目標	1	「健康都市みのお」運動の展開	1
	2	信頼される医療サービス供給体制	4
	3	介護とうまくつきあう	6
	4	障害者市民がいきいき暮らすまち	8
	5	地震に強い安全なまちづくり	11
	6	土砂災害や水害から市民を守る防災対策	13
	7	日常安心して暮らせるまち	15
	8	男女協働参画で元気なまち	17
	9	のびのびと子育てができるまち	19
	10	確かな未来を育てる学校づくり	22
	11	いきいきとした子どもたちが育つまち	25
	12	生涯学び、生涯元気に暮らせるまち	28
	13	エコライフスタイルで地球環境にやさしいまち	30
	14	資源リサイクル・資源循環を進めるまち	32
	15	人と環境にやさしい公共交通を拡充し利便性を高めるまち	34
	16	安定した水道供給と環境にやさしい水循環を進めるまち	38
	17	安全な水循環型の下水道処理などを進めるまち	40
	18	みどりと安全を守る計画的な土地利用を進めるまち	42
	19	農業をみんなで支えるまち	44
	20	地域に適した公園の開設で人にやさしいまち	46
	21	水辺環境の整備と健全な水循環を進めるまち	48
	22	自然環境の保全 - 森林・緑・河川	50
	23	歴史・文化・伝統行事を大切にすまち	52
	24	まちなみ・住環境の保全で、快適なまち	53
	25	自然環境を大切にし、観光に活かすまち	55
	26	地域コミュニティによる地域まちづくり	58
	27	NPO等の公益市民活動の地域社会貢献	61
	28	市民も地域経営の担い手	65
	29	効率よく仕事を進める行政	67
	30	公共施設や建物を長く快適に使い続けられるまちづくり	70
	31	財政が健全なまちへ	72
自治と協働の地域経営	32	まちを元気にする条例づくり	77
	33	地域社会の情報化	79

【資料】 指標リスト

提言シート(1) 「健康都市みのお」運動の展開

1. めざす姿

健康寿命が長く誰もがいきいき暮らすまち

「健康都市みのお」運動が拡がり、生活習慣の改善により健康寿命が延長しています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
「“健康診査”を受けている」市民の割合	未調査	80%	80%以上
生活機能評価受診率	41.2%	45%	50%
「日常生活で“健康づくり”に取り組んでいる」市民の割合	未調査	調査後設定	同左
介護予防活動を日常生活で実施する介護予防特定高齢者の割合	未調査	調査後設定	同左
65歳以降初めて要支援・介護認定を受けるまでの平均期間(高齢者の健康余命)	男;16.3年 女;17.5年	増加	同左

3. 現状と課題

箕面市の65歳以上の人口は平成19年の23,738人が平成26年には32,577人(高齢化率23.7%)に達すると推計され、また要支援・要介護認定者は同期間に3,593人(高齢者に占める割合15.1%)から6,475人(高齢者に占める割合19.9%)に増加すると予測されています。高齢化が国の平均より速い速度で進行する箕面市で、健康を維持することは益々重要となっています。これは大阪府平均(4,585円/月)より低い介護保険料(4,000円/月)を維持する上でも大切な要件です。

厚生労働省の統計調査結果における平成18年度地域保険・老人保健事業報告の概況によると基本健康診査の受診率が大阪府の平均(49.8%)より高い(69.3%)ことから、市民の健康に対する関心は高いと考えられ、また一件あたりの医療費も府平均(25,753円)より低く(23,289円)なっています。

しかし箕面市が特定保健指導と健康づくりの計画「健康みのお21」による運動指導や栄養指導などと、高齢者を対象とする介護予防・ケアマネージメント事業の「はつらつアップ」教室などで市民に「自分の健康は自分で守る」事の重要性を理解してもらい、生活習慣を変えるよう長年にわたり推奨していますが、なかなか浸透していません。

また家に閉じこもりがちな高齢者や退職後に地域で活動する気持ちを持ちながら、自分が本当に何をしたいのかを見つけられない高齢者のために幅広い活動の場を判り易く提供する事が益々重要です。老人福祉センター「松寿荘」や7つの地域に設けられた「街かどデイハウス」と、社会福祉協議会が支える「いきいきサロン」は、高齢者が生き甲斐を見出し、仲間と共に過ごせる貴重な活動の場となっています。

すべての市民が健康でいつまでも元気に暮らし、多くの高齢者が豊かな人生を楽しむまちを創るために、生活習慣病予防をする活動に留まらず、全ての世代を対象とした「食育」をはじめ、スポーツや趣味、あるいは就業や社会活動なども含めた、幅広く新しい「健康づくり」活動を、生活習慣として市民の日常生活の中に定着させる市民運動が極めて重要となっています。

なお「介護予防」は、高齢化と共に進む老年症候群の予防や回復などの各種取組を示す用語として広く使われていますが、「いきいき生活」の継続が本来の目標であるべきことを強調するため、「いきいき生活プログラム（仮称）」と改称する事を提案します。また障害のため、あるいは進行してしまった老年症候群のため「介護予防」事業に加わる事が基本的に不可能となっている市民の立場を配慮した、「いきいき生活」を推進する視点からの新しい事業をこの改称とともに展開する事が望まれます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・健康づくりと介護予防及び「自分の健康は自分が守る」必要性を理解する。
- ・「健康づくり」活動を日常生活の中で実行する習慣をつける。
- ・特定健康診査、生活機能評価を受診すると共に、特定保健指導や介護予防あるいは早期治療に取り組む。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・医療関係者と箕面市は健康づくりと介護予防の重要性が市民に周知されるよう基礎的な情報を提供する。
- ・医療関係者と箕面市は特定健康診査、生活機能評価の受診率がさらにあがるよう、特定保険指導や介護予防あるいは早期治療の重要性を市民に知らせる。
- ・市民と医療関係者及び行政は、すべての世代の市民の参加をめざして、次のような健康づくりのための“「健康都市みのお」運動”を総合的・組織的に拡充し、市民運動として発展させる。
食育推進活動、生きがいや楽しみに結びつく就業や各種社会活動、スポーツ、趣味などの他、「健康づくり」や「介護予防」の理解や実施に結びつく幅広い活動を推奨すると共に育成する。
これらの活動の仲間（グループ）作りが活発に行われ、市民の参加を促進するために、活動に関する情報センターを設ける。

(3) 行政が取り組むこと

- ・特定健康診査と特定保険指導、がん検診、生活機能評価と介護予防・ケアマネジメント事業を実施する。
- ・「健康みのお 21」による運動指導や栄養指導などを進める。
- ・「介護予防」は「いきいき生活プログラム（仮称）」と改称するとともに、「いきいき生活」を推進する視点からの新しい事業を展開する。

5. 主要な取組み

「健康都市みのお」運動

「健康づくり」と「介護予防」についての理解を市民間に広げ、特定健康診査や生活機能評価の受診率をさらに高めると共に、生活習慣の改善による健康寿命の延長を目指して、幅広く新しい「健康づくり」活動を市民生活へ広く定着させるための市民運動です。市民、医療関係者、行政の協力で展開する。

6. まちづくりの効果

「自分の健康は自分でつくる」行動を市民の日常生活に定着させるための「健康都市みのお」運動の展開により、「健康づくり」や「介護予防」の効果を確実にすると共に、広く市民の生活習慣が改善します。健康で元気な生活が実現し、生き甲斐に満ち、いきいきとした生活が市民の間に広がると共に、健康寿命は延長しています。

提言シート(2) 信頼される医療サービス供給体制

1. めざす姿

誰もが受診しやすく信頼できる医療がいつでも受けられるまち

医療機関の連携が進み、良質な医療サービスが供給されています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
「かかりつけ医」を持つ市民の割合	69%	80%	90%
市立病院の時間外診療における入院を必要としない診療件数の比率	91.8%	減少	同左
市立病院の経常収支比率	90.4%	100%	100%
市立病院の受診者の満足度(どちらかといえば満足以上) 外来	44.2%	60%	70%
救急外来	41.5%	50%	60%
入院	59.5%	70%	80%

3. 現状と課題

医療保険に関わる各種の制度変更により、市民はさまざまな影響を受けていますが、いつでも信頼できる最新の診療を地域で安心して受ける事は基本的な願いです。

地域の中核病院*として市立病院は外来患者数 188,914 人、入院患者数 90,652 人を受け入れ(平成 19 年度版市勢年鑑)、病床稼働率 84.7%で運営されていますが、勤務医不足により医師の労働環境が悪化しています。二次救急*指定の救急総合診療部では時間外診療による入院は 1,343 件ですが総診療数が 16,473 件に達し、救急医療担当医がオーバーワークに陥っています。また同病院は総合的診療機能のみならず、地域で広域連携により高度な医療を効率的に確保すると共に、良質な医療を供給するために担っている先導的役割を推進しなければなりません。同時に継続的な負の収支を改善するなどの幅広い経営改革も求められています。

市立病院と他医療機関の協力と役割分担により実現される、一人一人の患者を大切にする病診連携が良質な医療を地域に広げる上で欠かせません。このような良質な医療が長年にわたる提唱にもかかわらず、未だ十分に定着していない「かかりつけ医」を実現させる基盤になるとともに、市立病院勤務医のオーバーワーク解消に貢献します。地域の全ての医療機関は協力して、市民が安心して身近な「かかりつけ医」を受診しやすい医療体制を確立することが求められます。また市民が急病・救急時にも安心して適切に医療機関を選ぶなど合理的な受診をするために、何時でも電話で相談できる「救急相談所」が求められています。

なお小児急病患者に対する休日、夜間、早朝の初期救急診療は「豊能広域こども急病センター」で 365 日対応の体制が確立されています。

* 中核病院とは；入院医療、高度な検査，専門的な外来診療、救急医療、災害時の対応、および
保険・福祉・医療の総合的な推進に寄与する（箕面市立病院の役割）

* 二次救急とは；入院や手術を要する症例に対する医療

4．役割分担

（１）市民等が取り組むこと

- ・市民は地域の医療体制を理解し、まず身近な「かかりつけ医」で受診する。
- ・市民は救急受診方法について理解を深め、合理的に受診先を選ぶ。
- ・医療機関は市民が安心して身近な「かかりつけ医」で受診しやすい病診連携体制をつくと共に、地域の医療体制についての分かりやすい情報を丁寧に市民宛に発信する。
- ・医療機関は市民が急病・救急時に何時でも電話等で相談出来る「救急相談所」を設立する。

（２）市民等・行政が協働で取り組むこと

（３）行政が取り組むこと

- ・市立病院は推進中の経営健全化計画に続き、「公立病院改革ガイドライン」に基づく次の改革を確実に進める。

経営効率化(給与・定員管理の適正化、経費の節減合理化、病床利用率向上等による収入確保)

再編ネットワーク化(基幹病院と他医療機関間の機能分担徹底、地域における医療供給体制、医師確保の環境整備)

経営形態の見直し(民間的経営手法導入；管理者指定制度、地方独立行政法人、民間への事業譲渡)

5．まちづくりの効果

市立病院を中心とする信頼できる病診連携体制の確立により、市民が身近で受診しやすい「かかりつけ医」が広がっています。それは市立病院の勤務医のオーバーワークの解消に結びつくことになり、地域の中核病院としての機能が発揮され、信頼性が高く誰もが受診したい病院になっています。また経営改革の進行と共に箕面市財政への負担が改善されています。

提言シート(3) 介護とうまくつきあう

1. めざす姿

介護を受ける人も、介護をする人も、共に明るく暮らすまち

介護サービスの要請に対応するため、市民と共に供給体制を築いています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
高齢者に占める要支援・要介護認定を受けた人の割合	15.1%	20%	20%
次の介護施設利用待機者数			
「特別養護老人ホーム」	173人	150人	100人
「老人保健施設」	81	20	15
「グループホーム」	12	3	2
介護サービスに「どちらかといえば満足」以上の割合	12.3%	25%	50%

3. 現状と課題

介護は通常居宅で開始されますが、要介護度の進行、介護者の高齢化、核家族化、あるいは介護者の受ける過度のストレスなど様々な問題のため、その継続がしばしば難しくなります。箕面市でも認知症の増加や高齢化に伴い要介護者が年々増加すると推計される事から、その対応は社会全体で解決すべき重大な課題となっています。

居宅介護は要介護度の悪化防止のためには施設入所介護より優れると言われていています。また箕面市では居宅での介護希望(40~50%)が施設での介護希望者より多くなっています。しかし居宅介護認定者の独居率は高く(22.7%)、居宅介護の継続がしばしば難しくなります。介護に伴う各種の問題を個別に解決するため4箇所の地域包括支援センターが相談に応じ、介護保険によるものの他、高齢者福祉サービスを提供する体制は確立されていますが、それでも継続することが難しい居宅介護についてはその状況をよく理解し、介護場所選択の幅を広げるなど丁寧な対応が求められます。

社会の変化に伴う介護サービス全体の種類や提供量、あるいはその質の向上や変更の要請に対し、介護サービス提供の中核である介護保険の保険者と被保険者である箕面市と市民は、求められる介護サービスの変化を理解し、それぞれの役割を担って解決策を見出さなくてはなりません。NPOや市民も一体となり協力が求められます。また、小規模多機能型居宅介護や各種有料老人ホームなどの整備、グループホーム、通所・短期入所あるいは施設サービスの充実にあたっては、様々な効率的な方策を駆使しなければなりません。

介護サービス自体に支障となるような介護業務従事者不足の解決には、行政は引き続き労働条件改善策を国と共に追究すると共に、地域の「支え合い」など市民の各種取り組みが必要です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・老年症候群と介護および介護制度についての理解を深め、あわせて介護の支援活動に参加する。
- ・事業者は施設サービスのみならず、有料老人ホームなど居住系サービス等の評価の改善に取り組むと共に、より信頼性のある豊富な情報を提供する。

(2) 市民等が行政と協働で取り組むこと

- ・地域の介護サービス充実の要請に応えるため、官民で構成する「介護サービス対策会議」を設け、介護保険を中核として保険者と被保険者である箕面市と市民は、社会で求められる介護を明らかにした上で、夫々の役割を担って解決策を見つける。

(3) 行政が取り組むこと

- ・老年症候群と介護及びその予防についての知識と理解を市民に広げる。
- ・介護支援を要介護者毎の状況に応じてきめ細かなものとする。
- ・小規模多機能型居宅介護や各種有料老人ホームなどの整備、またグループホーム、通所・短期入所あるいは施設サービスの充実などには民間事業者の活力を積極的に利用するなど様々な方策を駆使して取り組む。
- ・ケアマネージャー、ヘルパーなど介護従事者の労働条件改善策を国と共に追究する。

5. まちづくりの効果

社会の変化により生じる介護サービスについての要求と必要な対応策が「介護サービス対策会議」で明らかにされ、サービス提供の中核である介護保険の保険者と被保険者である箕面市と市民はそれぞれの役割を担います。介護サービスにおける受益と負担も明確になり、市民は納得して介護を受ける事が出来ます。

提言シート(4)	障害者市民がいきいき暮らすまち
-------------------	------------------------

1. めざす姿

障害者市民が一人の人と認められ、障害のある人もない人も、共にいきいき暮らすまち

障害者についての理解や自立した暮らしのための環境整備が進むと共に、ノーマライゼーションが実現しています。

* ノーマライゼーションとは；

障害者市民をはじめ、全ての人々の人権が尊重され、安心して人間的な日常生活を送ることができる社会をめざすこと。

2. 指標

	現状（直近値）	2015 年	2020 年
障害者市民の参加に配慮した（要約筆記、手話など）催しの件数	筆記 30 件 手話 24 件	筆記 80 件 手話 65 件	筆記 110 件 手話 90 件
ノンステップバス導入市補助分累計台数	6 台	15 台	20 台
障害者市民の地域社会参加度 「この1年間に障害者市民と共に行動・活動したことがある市民」の比率	未調査	調査後設定	同左
箕面市内における法内施設での障害者一人当たりの平均月工賃	11,767 円	20,000 円	30,000 円
知的障害者、精神障害者を対象としたグループホーム、ケアホーム入居者数	72 人	130 人	160 人

3. 現状と課題

2007 年には、障害者の完全参加と平等を求める「障害者の権利条約」に日本政府も署名し、また、障害者自立支援法（以下、自立支援法）の施行もあり障害者市民にとって「自立」は一層重要な課題となっています。

しかし、自立支援法は、「障害が重度で所得が少ないほど負担が重くなる」という指摘などがあり、度重なる軽減措置に地方行政は忙殺されてきました。

また、自立支援法と既存のサービスとの関係の整理や財政上の問題が課題となっています。この課題の解決にあたっては、地域での障害者市民の自立を支えるという長期的で一貫した姿勢が必要です。

箕面市では障害者市民の「社会的雇用*」を確立するなど、先駆的な障害者市民に対する施策を進めてきました。

その効果もあり、地域で生活する障害者市民は増えていますが、一方で、まだまだ親の支援に頼らざるを得ない場合も多く、地域で「親亡き後」の生活が維持できない場合もあります。すべての障害者市民があたりまえに市民として生活するためには、経済面や生活面での自立を日頃か

ら培う事が必要です。

そのため、障害者市民にはまだ、あたりまえのことが「あたりまえに」できない現実など、広く社会の理解を深めるための活動を、障害者市民と市民、行政は協力して進める必要があります。

あわせて、箕面市独自の施策をさらに進め、障害者市民が地域で「働く」、「学ぶ」など自立のために必要な条件を市民と行政は協力して整備しなければなりません。

また、障害の程度によらず、地域で安心して暮らせるよう生活に係わる必要な支援を充実します。

*社会的雇用；障害者の経営機関への参加や非営利事業であることなど、一定の条件を課した上で事業当事者の経営努力に加えて、行政による賃金補填や優先発注を行い、さらに、市民による事業支援を通じて、一般就労の難しい障害者の雇用・就労の場を生み出していく施策です。

現在、箕面市障害者事業団が実施する市からの委託事業と、市内4箇所の障害者事業所が展開する事業があります。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・障害者市民は、障害についての市民の理解を促すため、現状について情報発信のためのネットワークづくりをする。
- ・障害者市民は、自らの望む生活を具体的に描き、表現し、それを支援機関の支援を受けながら実現する努力をする。
- ・市民と事業者は、「障害」には様々（身体的、知的、精神的、社会的）な要因があるので、障害者市民のニーズや立場を一括りにできない現状を知り、障害者市民が、地域で暮らすことを理解する。
- ・市民は、地域の自治会活動等について、障害者市民だから、「免除する」「できない」ではなく、「できること」を共有し、サポートしながら担ってもらう。
- ・障害者市民は、職安や会社面接に積極的に出かけ、「働きたい」意思を伝える。また、自分は「働けない」という先入観を離れ、さまざまな働き方があることを知る。そのため、自分の置かれている状況をサポート機関（（財）箕面市障害者事業団等）と相談しながら、積極的に自分に適した働く場を探す。
- ・市民は、障害者市民が「働くことができる」大切さを理解する。職場に障害者市民がいるときは、ひとりの社会人としてサポートしながら仕事を任せる。
- ・事業者は、障害者市民の「働きたい」意思を尊重し、障害者市民を「雇用する」ための条件整備をする。「障害者市民は働けない」という先入観を離れ、サポート機関と相談し、さまざまなサポート体制があることを知り、十分なサポート体制をとりながら、本人に仕事を任せる。
- ・市民は、障害者市民の「学びたい」意思を尊重する。クラスメイトやその親は、障害者市民の参加を阻害する「障害」の解消等に積極的に協力する。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・障害者市民の困難や喜び等について知り、理解を深めるための場づくりをする（人権フォーラ

ムなど)

- ・市民と行政は協働して、障害者市民が働くことについて、箕面市の先進的な施策を知らせるための取り組みを行い、障害者市民の働く場の拡大の応援に努める。
- ・市民は、行政と協働し、日中活動を含め障害者市民が暮らす場づくりのために、地域の社会的資源（人、建物、介助・相談等のサービス）を協力してコーディネートする。また、市民、事業者は、情報を持ち寄り、コーディネート場として、社会福祉協議会や地域自立支援協議会などを有効に活用する。障害者市民が自分の選んだ家で、自分にあった生活をするようにする。
- ・教育において、地域で「共に学び」、「共に育つ」ことの現状と重要性を認識し、障害児の教育について、市民と行政との協働を進める。

（３）行政が取り組むこと

- ・地域のバリアフリーを進め、ノーマライゼーションの実現に向けた環境整備をする。
- ・障害者市民の就業で得る所得が向上するよう、事業者と共に障害者市民が「働く」条件整備をする。そのため社会的雇用（障害者事業所制度および（財）箕面市障害者事業団における直接雇用）の維持・発展を支援するとともに、一般就労支援策（箕面市障害者雇用支援センター等）の発展を図る。
- ・重度の障害者市民も地域で安心して暮らせるようグループホーム、ケアホーム等の条件整備に努める。
- ・重度の障害者市民も地域で安心して暮らせるよう医療的ケアの条件整備に努める。
- ・障害者が地域で安心して暮らすために、障害者市民、市民や事業者の取り組みをバックアップすると共に、必要な基盤整備を責任をもって進める。
- ・支援学校に対しても、地域で共に生きることを前提とした教育の充実を求めていくとともに、普通学校での「共に学び」、「共に育つ」教育の充実を図り、双方協力して地域で生きることを支える多様な教育の場を選択できるようにする。
- ・大阪府に対して、地域の公立高校に障害者枠を設けることを求めていく。

5. まちづくりの効果

さまざまな障害を持つ市民の教育、就労、生活全般をそれぞれの地域で進めることが出来る社会を、障害者自身と市民等、行政の相互の理解と協力で作ることにより、全ての障害者市民やその親が安心して生活し、また人としての誇りを持つ事になります。それは同時に多様な人々が等しく認め合い、助け合い、共に暮らす、成熟した社会の基盤を築く事になります。

提言シート(5) 地震に強い安全なまちづくり

1. めざす姿

みんなで震災対策に取り組み、一人の死傷者も出さない安全と安心のまち

「安全・環境 100 年の基本計画」の建造物、ライフラインの耐震整備が進んでいます。
自主防災組織の組織、市民の防災訓練で安心な自助共助が進んでいます。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
地震等の災害対策をとっている市民の割合	47.4%	向上	向上
自主防災組織の組織率	23.9%	向上	向上
市民の防災訓練参加割合	11.8%	向上	向上
ライフラインの耐震化率	未調査	向上	向上
建造物の耐震化率	未調査	向上	向上
建築物の耐震化率	75%	90%	100%

3. 現状と課題

阪神淡路大震災では、住宅の倒壊や火災で多くの人の命が奪われました。箕面市でも、住宅の倒壊や損壊が発生しており、あの大地震の突き上げるような衝撃と横揺れの恐怖は今も記憶に残っています。その後市で住宅の住宅耐震調査やその対策として、耐震貯水槽や避難場所、ライフラインの耐震整備が行われていますが、その一方で、急傾斜地や軟弱地盤、構造線の付近にも住宅開発が行われており、地震被害も大きくその対策工事は自己負担でしなければなりません。構造線付近での新住宅建設も後を絶たず、自己責任としています。

また、地震以降も国内産の芯持ち柱より、芯なし外材や輸入住宅が進められています。耐用年数を超えた劣老朽化対策も大きな課題で、水道や電気、ガスなどライフラインの耐震対策、防災拠点や学校、住宅の耐震対策も急がれ、救助・消防活動などの消防力の法定配置不足を解消する必要があります。

最近、「上町断層揺れの大きさは、阪神大震災の2倍以上」の新予測が発表され、その被害想定を基に一層安心、安全な地震に強いまちづくりへ、「箕面市災害予防条例(仮称)」を制定し震災予防を進めなければなりません。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・近所で誘い合って町内会、PTAなど様々なレベルで、危険箇所の点検、調査して改善する。
- ・避難場所まで歩いて確認する。上記点検の結果は、市や学校にも連絡する。

- ・住宅耐震や家財転倒防止の対策、怪我防止の手袋や厚底履物を用意する。
- ・近所の助け合いによる災害弱者への避難対策を決めておく。
- ・安否確認が早くできるように、日頃から広域避難場所や集合する公園を事前に決めておく。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・ライフラインの耐震化を促進し、住宅耐震の点検と対策の支援を進める。
- ・災害時の食料や日用品の供給に関し、コンビニ等との協定締結を進める。
- ・医師会、市内の病院等の連携による救護体制の整備を進める。
- ・地域防災計画充実のために、震度7の想定をすべての出発点にする。
- ・年齢構成や町丁目別の危険度を考慮した被害想定と災害弱者の救助共助。
- ・レスキュー隊のいざという時の配置体制や救助工作車、また民間業者のレーン車等を使用した連携体制などを確認する。
- ・窓ガラスや看板等の落下物の危険を解消して避難路を守り誘導力を高める。
- ・地震災害対策の啓発と相談窓口を開設し、支援策などを促進する。
- ・木造建築には地震に強い芯持ち柱を奨励する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・震災に強い街づくりのために、地震に弱い断層帯や軟弱地盤地域の土地利用を再検討する。
- ・「想定震度7の安全・環境みのお100年の基本計画」
災害に強い都市基盤の整備、地域防災計画の充実、耐震化を促進する。
- ・防災拠点等の施設の強化と避難路を整備する。
防災拠点、避難所の整備・充実、備蓄施設の整備・充実を行う。
避難路危険箇所の把握と危険物排除する。
- ・災害への備えを充実させる。
市民・事業者等防災時の行動力の向上、消防団、地区消防隊、防災会を組織強化する。
備蓄物資の充実と分散備蓄の推進、食料・飲料・簡易トイレの供給体制を確立する。
ライフライン施設の安全化、法定消防力の確保、医療・救護体制を整備する。
地震ハザードマップに構造線・断層や軟弱地盤など危険な地盤を明記する。
- ・事業内容の維持、向上に役立ち、市民にわかりやすい“指標”に改善する。

5. まちづくりの効果

- (1) 安全安心のまちづくりの議論が高まり、震災への対策が進むことより、市民の自治意識が高まります。
- (2) 木造建築には地震に強い芯持ち柱を奨励し、地産地消型林業の活性化が始まります。

災害予防条例の要旨

いざという時の即応体制、既存の建設物の総点検と補強、市民の防災ネットワークの確立。
市（市長）の責任と役割を明確にした条例をつくり、年次計画をもって強力に推進。

提言シート(6) 土砂災害や水害から市民を守る防災対策

1. めざす姿

総合的な治山・水循環・雨水利用の整備が進み土砂災害や水害のない安全・安心のまち

防災マップの学習交流会、避難訓練などにみんなで減災が進んでいます。

溢水地域の改善、水循環・雨水利用や浸透マス設置が進み、水害が減っています。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
急傾斜地対策の整備率	未調査	向上	向上
保水貯留増で流出係数	未調査	減少	減少
学習交流会の開催回数	未調査	向上	向上
溢水地域の改善率	93%	97%	100%
雨水利用促進の家	未調査	増加	増加

3. 現状と課題

「地域防災計画」により災害の未然防止対策が進められている中で、最近、気候変動による豪雨や強い台風は、全国各地に土石流や水害を多発させています。箕面では、急傾斜地など土砂災害危険箇所も多くあります。箕面川や千里川の沿岸浸水家屋は、約7,500戸と予測されています。近年、都市化で地表面の保水・貯留機能が低下し、同じ降雨でも約2倍の鉄砲水になるといわれ水害の危険性があります。また、土砂災害危険箇所と土砂災害警報体制の周知も大切です。

そのため、“大雨は流せば災害、ためれば水循環資源”を基本に、総合的な地域水循環型の防災対策を促進することが必要です。

かつて都市化の波の中で強い雨に襲われ、その洪水が河川や水路の排水能力を上回り、各地で浸水が多発し、川の下流地域に水害をもたらしています。この教訓を生かし開発行為の許可には、開発地域からの流出量が下流地域の治水レベル（流下能力）内に抑制しています。しかし、市内開発地の調節池が下流地域の河川整備が完成したとして、調節池が不用として宅地化されています。

災害から市民を守る防災対策は、茨木市や豊中市などへの洪水の軽減効果がある水循環型の総合治水を推進するまちづくりが必要です。また、防災計画や防災マップの学習交流会による地域からの「短時間集中豪雨」を想定した、避難訓練など減災への取り組みを推進していくことも大切です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・ハザードマップの学習会や安全避難講習会を開催する。

- ・周辺の崖地や浸水しやすい箇所を点検し、整備する。
- ・災害弱者の命も守る防災避難の訓練を行う。
- ・災害避難情報が発令されたときは、みんなで助け合い避難する。
- ・梅雨前には安全点検も兼ね、溝や水路のごみ清掃を行う。
- ・新築や増改築時などに水循環・雨水利用や浸透マス設置を促進する。
- ・流れ出る雨水を敷地に一時溜めるビオトープや花壇・緑被覆地を増やす。
- ・整備された場所に「水循環・雨水利用を促進の家」の表示を進める。
- ・大雨の時の浸水要因をみんなで減らすために、洗濯や風呂水を大雨の時には流さないみんなの取り組みを進める。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・専門家、市民、行政などによる「安全対策推進会議」を設置し、その推進を図る。
- ・土砂災害危険箇所と災害危険度を周辺市民へ知らせ、避難場所を判りやすくする。
- ・土砂災害の未然防止、災害避難情報を関係市民に周知し、人の命を守る。
- ・全公共施設の水循環計画を確立し促進する。
- ・雨水浸透マスの支援を復活、浸透マスの不向きな傾斜地の造成地には雨水貯留を推奨する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・健全な水循環型の総合治水を確立する。
- ・透水性舗装や道路側溝、排水マスから地下浸透対策を推進する。
- ・土砂流出防備保安林や山の保水機能を高める水源涵養保安林を整備する。
- ・農地を守り洪水調節、地下水涵養機能を守る。
- ・浸水区域の上流部の学校、公園等公共敷地に雨水貯留流出抑制施設を整備する。
- ・環境配慮の雨水貯留・活用モデル整備（雨水利用のビオトープ整備）を行う。
- ・新築や増改築時に雨水浸透マスの設置や雨水マスの設置を促進するための支援を行う。
- ・浸水区域の一番低い家屋等への「角落とし」「土のう」を支援する。
- ・短時間集中豪雨想定 of 災害予測を改め、主な災害とその教訓を加筆したハザードマップを充実させる。
- ・事業内容の維持、向上に役立ち、市民にわかりやすい“指標”に改善する。

5. まちづくりの効果

- (1) 防災協同意識とコミュニティや下流域都市との友好を増進しています。
- (2) 雨水利用で水道使用量を節水でき、省エネ社会にむけて地球温暖化防止、ヒートアイランド防止にも貢献しています。
- (3) 水循環型の総合治水事業の推進は、川や水路拡幅事業より安くて効果も早く、雇用効果も大きく、消費購買も増えて、市税収入も増える、好循環が進んでいます。

提言シート(7) 日常安心して暮らせるまち

1. めざす姿

身のまわりの安全をみんなで守り安心して暮らせるまち

災害から市民の安全を守る体制が強化されています。

交通事故、窃盗犯罪が減っています。

日々の暮らしの安全確保とともに市民による潤いのある街が実現しています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
地域の自主防災組織 加入世帯の割合	17.2%	100%	100%
耐震化住宅割合	74%	90%	100%
市内窃盗件数	1,796件	減少	減少
市内交通事故件数	861件	790件	745件
まちの見守り活動 (防犯パトロール活動)	未調査	調査後設定	同左

3. 現状と課題

近い将来、阪神大震災をしのぐような大きな地震の発生が予想されています。また地球環境の変化による気象変動から、今までにないような規模の台風や集中豪雨も心配されます。安全で、安心して暮らせるまちにするためには、「自然災害に強いまちづくり」そして災害に備えた「危機管理体制」「地域防災管理」などを着実に整備しなければなりません。

また、日常生活にかかわる交通災害、火災、犯罪、救急などの暮らしの安全確保が重要です。危険な歩道や自転車道、構築物、そして隠れたところに危険が潜んでいます。これらを一一つ排除していかなければなりません。特に今後は社会的犯罪が増える傾向にあるので、子どもへの安全パトロールを一層強化する必要があります。こうした安全基盤を確保する事で市民は安心した日々の生活が保障されます。このような“安全なまちづくり”を市民、事業者、行政協働で進めます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・各家庭では「防災意識」の徹底と「災害防備」を着実に進める。
- ・市全域で公園、道路の清掃や障害物撤去など、安全な避難場所の確保。
- ・まちの見守り活動の拡大。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・「箕面市安全対策推進会議」*1の設立。
- ・地域において役立つ「防災組織」・「防災マップ」づくりと「防災訓練」の実施。
- ・犯罪に対するモラルの向上や厳しい対応を地域で啓蒙していく。

(3) 行政が取り組むこと

- ・「箕面市防災計画」の市民へのPR・説明会の徹底。
- ・災害発生時の情報収集、発信、伝達体制の機能強化(地域協働、近隣市町との広域連携など)。
- ・火災、救急時の消防力の強化。(参考：横浜市の事例：消防と防災機能を一体化)
- ・街角危険箇所への防犯灯、防犯カメラの設置。
- ・交通事故発生危険箇所に対する信号機、カーブミラー、ガードレール等の設置。
- ・自転車道、遊歩道のバリアフリー化などの整備。

*1「箕面市安全対策推進会議」

「箕面市地域防災計画」(2004年度修正)に市民が積極的に関わる推進会議を設置する

提言シート(8) 男女協働参画で元気なまち

1. めざす姿

市民が性別によらず、等しく尊重され、家庭や社会で元気に活動しているまち

男女が共に等しく活動し、能力を発揮する制度や習慣ができています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
市役所における管理監督職の女性比率	14.1%	20%	30%
箕面市各種審議会・委員会等の女性委員の比率	36.3%	45%	50%
社会の慣習やしきたりなどにおいて男女が平等になっていると思う市民の割合	35%	40%	45%

3. 現状と課題

男女が社会の対等な構成員として自ら望むことに参画でき、共に意思決定にかかわり、それぞれの持てる能力と個性を発揮し、喜びと責任を分かち合う事が出来る男女共同参画社会の実現を目指し、箕面市では「箕面市男女協働参画推進条例」の制定が計画されています。

多くの欧米社会に比べて未だ遅れている女性の社会参加の改善により、社会全体の活性化が促されると広く指摘されていますが、箕面市では市議会(24.4%2008年9月)や行政委員会(16.2%)の女性委員の比率は大阪府平均を上回るものの、いずれにおいてもその割合は高いものではありません。男女協働参画の先導役を担うことが期待される市役所の女性登用率も管理職は5.2%、管理監督職で14.1%に留まっています(2007年4月現在)。また箕面市の女性就業者数の増加は「家事のほか仕事」タイプによるものであり(2005年国勢調査)未だ兼業型に留まっています。

箕面市でも未だ埋もれている女性の潜在力発揮のため、固定的な男女の役割分担についての考え方を改めたり、男女が家庭や社会で等しく活動するための条件整備する事が必要です。女性の社会進出を促進し、能力形成をさらに進めることが出来れば、経済のみならず、社会全体の活性化を促進し、いきいき暮らす市民が多い箕面をつくる事に結び付きます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・男女協働参画の意義を正しく理解し、また理解者を増やす。
- ・社会のあらゆる分野で、社会通念や習慣・しきたりなどによる男女の差別をなくし、等しく活動の機会を確保し、能力を発揮できるように努める。
- ・ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントがどのようなことかについて深い認識を持ち、行わない。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントについて啓発する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・「箕面市男女協働参画推進条例」の制定のために必要な手続きを積極的に進める。
- ・男女協働参画推進条例の意義を広く社会に伝える。
- ・市役所は管理監督職のみならず、審議会・委員会等の女性比率を積極的に増やす。
- ・保育所の充実など男女協働参画を社会に定着させるため実効性のある施策を、単独あるいは市民等の協力を得て幅広く展開する。

5. まちづくりの効果

女性の社会進出が特定領域に限らず、広く促進され、その能力形成がさらに進むことによって、社会のあらゆる分野で活躍する女性が増加します。そのためまちが一層元気になり、社会全体が活性化されます。

提言シート(9) のびのびと子育てができるまち

1. めざす姿

地域の人たちの支えによって、のびのびと安心して子育てができるまち

安心して子育てと仕事が両立できています。

子どもも親も夢を持って、自主的に活動しています。

多くの人に見守られ、子どもたちや保護者がいきいきと暮らしています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
子育て「ひろば」の数	0箇所	14箇所	28箇所
子育て「ひろば」の利用者	未調査	増加	増加
子育てに関するイベント	未調査	増加	増加
児童虐待通告件数(人権)	35件	減少	減少
家事、育児に関する講座に参加する男性の数	未調査	増加	増加
保育待機児童数	78人	0人	0人
子ども110番設置軒数	649軒	750軒	900軒
不審者の声かけ事案数	未調査	減少	減少
子育て情報配信の携帯電話登録者数	未調査	増加	増加

3. 現状と課題

わが国では、母体(民間、サークルの発展系、福祉会など)はさまざまですが、家の近所でいつでも通えるような子育て支援拠点が全国で増えてきています。

箕面市では、月に一度や週に一度程度の子育てサロンやサークルなどは活発になってきていますが、乳幼児を育てる親が家から近いところにいつでも集えるような場が少なく、ひろば型の子育て場所として、コミュニティセンター、学校の余裕教室を活用したり、一時的にですが、公園を活用することも考えなくてはなりません。

また、子育て支援センター「おひさまルーム」が現在2か所、そして3か所に増える予定がありますが、センター自体の役割など、認知度が低く、また3か所になるにあたってはスタッフなどの充実がどこまでできるかが課題となっています。

さらに、課題の一つとしては、子育て中の親が(特に乳幼児の親)が家で孤立し、悩みなどが吸い上げられず、虐待が起こったり、問題が表に出てこないというケースもあります。また、相談場所として公的な相談場所を利用する割合が少ない現状もあります。

子育て世代はいろいろな負担が増えますが、その中でもひとり親家庭は経済的な面や保育面などでより負担が大きいといえます。ひとり親家庭へのヘルパーやファミリーサポートなどの認知

及び利用者が少ないのが現状です。

一方、男女協働参画の時代、共働き家庭が増え、多様な保育を必要としている家庭が増えていきます。しかしながら、共働きであっても、家事負担・地域活動などが母親に偏っており、昔よりも父親の参加は増えてきてはいるものの、父親の協力が少ない家庭もあります。まだまだ、働きながら子育てができる環境が充分ではないといえるでしょう。

さらに核家族化の進む今では、急な用事や仕事の時に子どもを一時的にみてもらう場所が少なく、相談する相手が周りに少ないのが現状です。

その課題として、一時保育サービス（ファミリーサポートなど）の利用が少ないこと、認知度が低い事が挙げられます。また、保育所の入所待機児童がまだ解消されておらず、保育所も定員を増やすなど工夫はされていますが、更なる手立てが必要となっています。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・子どもや親が異世代交流できる場や機会をつくる。
- ・地域全体で子どもを見守ることが大事です。子育て世代の取り巻く環境を地域全体で考える。
- ・いろいろな立場の親子をサポートする機会を増やし、サポートの仕方を積極的に学ぶ。
- ・親子やまたは地域住民が自衛策について学ぶ機会を増やす。また、子どもの人権について学ぶ機会を増やし、地域社会に理解を広める。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・広域のセンター型の子育て支援拠点（子育て支援センター）の充実や情報発信を行う。
- ・子育て支援サイト、子育て情報メール配信システムなどを作成し、情報を身近なものにする。
- ・子育てサロンなどの集える場所（何かしてもらえる場所）も必要な一方、保護者などが自発的に活動できるように支援。
- ・共働き家庭、ひとり親家庭に対して支援を充実。
- ・母性保護・権利の啓発普及に努め、父親の子育て参加を促進。
- ・子ども家庭サポーター養成講座のような、子どものいる家庭への支援の仕方や、相談の方法を学ぶ養成講座を開く。
- ・しつけとは何か、虐待とは何かなど、人には聞けないけど知りたいと思うことが学べるカリキュラムをつくる。
- ・子どもと関わる大人（保護者・教員・職員・医療関係者・市民団体）が地域で協議し、情報を共有し、研修し、協働できるような場をつくる。
- ・子ども 110 番の設置施設の見直し。

(3) 行政が取り組むこと

- ・保育、学童保育を充実。
- ・働く女性の権利を普及啓発する。
- ・子供を託す保育士、学童保育指導員の身分・雇用の安定と質の向上に努める。

- ・男性が育児休暇など育児の為の時間を取りやすくするために、国に対し法の遵守と啓発、監視を強化するよう申し入れをする。
- ・子どもたちの安全を守るため、巡回パトロールを推進。
- ・「地域のこどもは地域全体で守る」という理念を具体的に言葉にして、浸透させる。

5. 主要な取組み

(1) 子育てひろば

色々な歳の子どもを持つ親たち、親たちにアドバイスできる知識を持った人、地域での子育てに力を貸してくれる人たちが集まり、子育てについて話し合う場を、コミュニティセンター、学校の余裕教室を利用してつくる。

これによって、既存の施設に比べ、小さな子どもがいる親たちも集まりやすくなり、子育ての問題を共有し、話し合いの中で解決する。

また、アドバイスを受けたり、雑談などができることが、子育て世代の親に起こりうる社会的及び精神的な孤立を防ぎ、子育て世代同士の助け合い、地域の人の手助けをしやすい環境づくりにつながる。

行政は効果的な場所の選定と、情報の発信をし、地域の人、アドバイスをできる人に協力を求める。公園を利用して、開放された場所でおこなうことも、新しい参加者を募るには必要。

提言シート(10) 確かな未来を育てる学校づくり

1. めざす姿

子どもたちが確かな未来を見つける教育がされているまち

集団生活の基礎と学力をしっかりと身につけ、子どもたちが夢と個性を認め合っています。地域に開かれ、地域が支え、子どもたちが元気に学べる学校になっています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
少人数学級を全学校学年に導入	未調査	60%	100%
ゲストティーチャー、出前講座の授業数	未調査	増加	増加
民営委託化された施設の受益者の満足度	未調査	100%	100%
学校施設の利用団体数	未調査	増加	増加
小・中学校でのいじめ件数(人権)	未調査	減少	減少

3. 現状と課題

2006年12月、わが国の教育基本法が60年ぶりに改正され、それを受けて新学習指導要領が告示されました。パブリックコメントによる異例の修正があるなど、新学習指導要領の策定に慎重を期したことは、子どもたちの未来のために教育問題に取り組もうという国の強い姿勢が感じられます。

箕面市では2003年に箕面市教育改革プログラムが策定され、これまで実施されてきましたが、これを受けて教育改革プログラムの改定を、市の方針をふまえて考える必要があります。

子どもが被害者となる社会的な事件によって、学校は閉鎖的になりがちです。安心して過ごせる学校をつくることは当然のことですが、子どもたちは学校の中だけで生活するわけではありません。地域の中で、安心して学び遊ぶことのできるようにすることは、地域の人たちの協力があってこそなのです。

地域の人とのつながりを大事にし、学校を地域の住民が集える場所として使っていくことも大変重要です。子どもが歩いて通える小学校区は、地域の人が集まり、誰もが使いやすい学校として、バリアフリー化を進めるとともに、災害時における重要な拠点でもあります。

モンスターペアレントという存在が、学校教育を脅かしているといわれますが、こういった事例に対してもきっちりとした基準を公開し、保護者たちの教育への理解を深めていかなければならないでしょう。そして、いじめや不登校、学級崩壊といった事態は、学校と保護者、そしてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門的知識をもった方々とともに解

決していかなければなりません。場所を学校の中に限定しない、いじめの発見には地域の人との協力が必要になります。

現在、問題となっている経済格差による教育格差問題に対して、箕面市として経済的な支援を充実させることも必要であると思われます。地域の人々の知恵が教育に活かされるゲストティーチャー制度もより活用していかなければいけません。

ともに学び、ともに育つのが教育理念である箕面市が、学校や地域の人達と共に、子どもたちの成長をそれぞれの出来ることでサポートしていくことが、教育にとって大きな力となり、子どもたちの学習力、ひいては学力の向上につながるでしょう。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・学校は、「教育サービス提供機関ではない」ことを知り、保護者はサービスを受けるお客様ではなく、学校・保護者・地域が連携して子供を育てる場であることを学ぶ。
- ・子どもたちも市民として、自分たちの使う学校、公園、まちをよりよくするための意見を出す。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・考える力、感じる力、学習する力、協働する力をすべての子どもたちが身につけ、それぞれの夢に歩める力を育めるようにする。
- ・「ともに学び、ともに育つ」という理念を守りながら、より安心して過ごせる学校をめざす。
- ・学校・家庭・地域で連携し、「密室の状態」を作らないようにし、いじめ問題に対応。
- ・コミュニティスクール制度を軸に、地域（地域コミュニティ、塾や習い事期間団体ふくむ）や父兄が支える教育態勢を構築し、教育環境を整備。
- ・ゲストティーチャー、出前講座などの制度に登録した人は、勉強のみならずスポーツに関する授業時間の中だけでなく、放課後や休日などを利用しての交流を促進して学校教育に貢献。
- ・余裕教室や体育館を地域の人々が有効に利用できるようにし、学校を地域の人にとって身近なものにする。
- ・学校の独自性を出し、魅力ある学校づくりを行う。

(3) 行政が取り組むこと

- ・少人数学級を全学校学年に導入し、ゆき届いた教育を推進。
- ・経済格差が教育格差につながらないように、経済的な支援を行う。
- ・教育センターの充実を図るとともに、教員の自主的な研修時間や費用の保障に努める。
- ・スクールカウンセラーなどを更に充実させ、子どもや親が安心して悩みや思いを伝えられる窓口を確保。
- ・誰もが学校を利用できるように、バリアフリー化を推進。（医療的なケアも含む）
- ・地域拠点としての設備の充実と大規模修繕計画案の公知を行うとともに、設備を充実させるための費用の確保に努める。
- ・学校が独自で使える予算を追加。

- ・必要とされる分野のゲストティーチャーを調査し、募集または養成。
- ・モンスターペアレントの基準を作成公開し、保護者へ学校教育への理解と協力を要請する。
- ・民営委託した部分を、評価する制度をつくり、学校の質の維持向上に努める。

5 . 主要な取組み

(1) ゲストティーチャーと出前講座

地域の人や行政のもつ技能や知識を教育の場所で生かす制度は、既にありますが、行政・学校はこれらの制度をより活用し、これによって、市民が、自分の得意な分野で教育に協力し、放課後や休日の補習をする制度は、既存の教育では行えない部分を支えることができ、子どもたちに厚みのある教育を行う。

また、教師をめざす大学生が、短い教育実習だけでは体験できない経験ができるゲストティーチャーとして教えることで、教える技術を磨くことに使う。

(2) 中学校参観と中学生による授業

小学生が中学校で行われる授業の参観を行う。これによって小学生は、将来このような勉強をするということと、また、今勉強をしていることが中学校の勉強につながることを学ぶ。

また、中学生たちが小学生たちに分かるように初等教育の模擬授業を行い、教えるという実体験の中で中学生自身が学ぶ。これらによって、双方向からの交流を行う。

1. めざす姿

子どもたちが元気でいきいきと育つまち

子どもたちの考える力が尊重され、世代間対話やさまざまな交流が行われています。
 野外体験・遊びを通して、自然との共生やたくましく生きること・ともに働くことの力を養っています。
 子どもたちが考えたことが、まちづくりに反映されています。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
小学生の「体力指標」	未調査	上昇	上昇
ゲーム機の使用時間	未調査	1時間/日	1時間/日
パソコン・携帯の有害サイトフィルターの使用割合	未調査	100%	100%
箕面の山へ行った回数	未調査	増加	増加

3. 現状と課題

社会的な事件などの影響もあり、子どもだけで遊びに行けるような安全な場所が少なくなってきました。また、子ども自身も習い事などで遊ぶ時間が減り、遊びの内容も、ゲームをする時間やテレビをみる時間などが多く、自然と触れ合うこと、体を動かすことや読書をする時間が減ってきています。

子どもたちが外で元気に遊ぶことができないことが、子どもたちの自発的な体づくりに影響を与えて、体力の低下を招いていることは、この国全体の問題であります。箕面でも今後ますます深刻化するものと思われれます。

そのため、すべての子供たちが健やかに育成されるよう、子育ての場としての環境づくりや、いじめ・不登校対策や障害のある子どもたちの教育の一層の充実を図ります。そこで、異年齢の子どもたちが集まって、自由に遊ぶことが出来る場をつくることも必要になります。その場所の防犯も考えていかなければいけません。

さらに、食事の食べ残しも多く、安易に捨ててしまうなど「もったいない」という意識の喪失や、子どもたちの食の乱れ（個食、ファーストフードなど）、家族揃って食事をとる習慣の減少など家庭レベルでの問題も多くあり、食べること、いただくことの意味、「もったいない」という言葉を知り、生産者を尊ぶ気持ちを育てることが必要になっています。

親とともに、小学生以上の子どもも、地域活動に自発的に参加する機会が少なかったり、もともと興味がなかったりと最近では異世代の交流が減ってきています。

中高生など反抗期を迎えた子の親が、気軽に悩みを相談できる場所もあまりなく、一方子どもたちが自分で考えて、問題を解決していく一助となる相談する場所も必要です。

また、中高生などが乳幼児やその親と関わりあいをもつことも大切であり、その経験の有無で、自分が親になったときの子育ての意識が変わってくると考えられます。将来の子育てへの興味を高めるためには、中高生が乳幼児や親と触れ合いを持てる場が必要です。

大きな社会的な課題として、様々な情報が氾濫している現代、子どもにとって有益な情報もありますが、有害な情報に触れる機会も増えています。また、インターネット・携帯電話を介しての事件なども全国的に発生しています。しかしながら、情報モラルを教える機会があまりない状況です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・中高生が職場体験、社会経験などの一環として乳幼児やその親と触れ合いを持てる機会をつくる。これは、「子育てひろば」などを利用して行う。
- ・地域の人々の協力で公園の使い方のマナーなどを守る意識を広めていき、看板の禁止事項の項目を減らしていけるように努力する。
- ・子どもたちが安心して遊べるように、遊び場を地域の人が見守る。
- ・子どもと近隣の大人とのコミュニケーションを豊かにする。
- ・子どもたちのことを考え、しつけの一環として、いいことは褒め、悪いことは叱るようにする。これらについては近所の人にも協力してもらうようにする。
- ・子どもがインターネットなどによる情報の選択の仕方や扱い方、またその怖さや人を傷つける可能性があることを親が子に教える機会を増やす。
- ・子どもたちは市民として、地域のことを考え意見を出す。
- ・食えること、いただくことの意味、「もったいない」という言葉を知り、生産者への感謝の気持ちを身につける。
- ・住民・農業者・事業者が子供たちを対象とした、野菜づくりや料理作りプログラムに参画と協力する。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・子どもたちが箕面の自然に触れ合える機会を増やす。
- ・小学生の子どもたちに、夢を与える教育や取り組みをすすめる。また、彼らの地域活動への参加を促進、権利と義務を学ぶ、といったカリキュラムを作る。子どもの権利条約などを学び・考える機会を増やす取り組みを行う。
- ・中高生の子どもたちに対して夢を支援する仕組みをつくる。また、地域活動への参加を促進し、その体験から社会へ貢献する。
- ・小中高と継続的に、環境問題や国際情勢を学んだり、福祉的な活動に触れることは大切。そのため、現在ある団体等に協力・交流してもらおう。また、子どもたちの国際交流を活発化させる取り組みを行う。
- ・公園を異世代交流の場、子どもが体を動かして遊べる場所をそのニーズに合わせて整備・管理。子どもが自主的に、異年齢で遊べる場の創造（子どもの居場所）を地域で考える。

(3) 行政が取り組むこと

- ・出生届とともに図書館の貸出カードを発行。
- ・もみじだよりの子ども版を作成し、子どもを持つ親に、そのことを周知。
- ・子どもたちが集まり、地域のことを話し合い、意見を出すことのできる場をつくる。
- ・子どもたちのための情報を揃えたホームページをつくり、各学校のホームページとリンクを行う。掲示板を設置し、学校を越えた交流をサイト上で行えるようにする。

5. 主要な取組み

(1) もみじだより(こども版)

こどもたちが箕面のことを知ることができるように、読み手が子供であることを意識して、子ども達の提案などを募集しながら、子どもも参加して製作し、既存のもみじだよりの中央に差し込む。

箕面のイベント、季節の出来事、中でも、子どもたちの楽しめる題材を集め、孫のいる人などが読んで、子どもたちが楽しめる場所の情報を知ることができ、遊びに来た時に連れて行けるようにする。

また、子どもたちも市民の一人であることを分かってもらい、子どもの目線でのページでもあり、子どもたちにとって、市の活動を身近なものとして感じることができる。子どもたちが読むと同時に、親も見ることになり、市報自体の存在感をアップすることができる。

子どもたちがイベントに参加できるように、地域の人が親が忙しい家庭の代わりに連れて行くような方法が必要。

(2) 子ども市民会議(仮)

子どもたちが地域のこと、まちのこと、自分たち自身のことを考え、より良くするための意見を出し合う集まりをつくる。(子どもの意見表明や社会参加については、既存にある箕面市こども条例8条及び9条に規定されていますが、努力義務でしかありません。)

中学校区単位で集まり、このまちの色々な議題について話し合う。運用方法は決めておくが、話し合う議題は原則子どもたちが持ちよる。進行は基本的に子どもが行い、議題に対してのアドバイザーは教師だけではなく、地域の人材に「ゲストティーチャー・出前講座・人材バンク」などを使って手配する。ここで出された意見を、行政は子どもたちの未来とより良いまちづくりの為に活用。

ただし、こども市民会議だけが、子どもたちの意見表明の場ではなく、大人たちは子どもたちの声を聞く機会を色々な方法を持って増やしていくことが必要。

提言シート(12)	生涯学び、生涯元気に暮らせるまち
------------------	-------------------------

1. めざす姿

自己実現にとどまらず、学んだことを社会で活かす人が多いまち

誰もが、生涯学習を楽しむ機会をもち、いきいきと暮らしています。

自分の学んだことを地域活動や市民活動に活かしています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
講座受講者数	4,225人	4,500人	5,000人
講座受講者の満足度	未調査	85%	95%
市民人材バンクへの登録者数	800人	1,000人	1,200人
市民人材バンク登録者の活動人数	未調査	2,000人	3,600人
文化イベント、施設への入場者数	未調査	増加	増加
公立図書館貸出冊数(人口1人当たり)	10.1冊	11冊	12冊
学校施設の利用回数	未調査	増加	増加

3. 現状と課題

箕面市においては、市民と行政の取り組みでの生涯学習プログラムが他市よりも活発であり、市民も学ぶことへの意欲・意識は高いと思われます。しかしながら、生涯学習に参加する人も限定されており、いくつになっても学ぶことや知ることが大事であるという意識を普及させていく必要性もまだまだあります。そのために、未参加者に対してどのような方法で情報発信を行えばいいかを考えていかなければいけません。

誰もが生涯学習によって刺激を受け、生きがいを持ち、いきいきと暮らすことが、このまちに活力をもたらしてくれるでしょう。

さらに、学んだことを活かし、もっている技術などを伝える為には、必要とするところへコーディネートできるシステムの構築が不可欠です。

また、生涯学習やサークルは他市より多く存在するが連携した取り組みが少なく、生涯学習を企画する側が、市民のニーズを把握することも必要になるでしょう。さらに、高齢者の方などで体力もあり活躍できるような方が活動する場が少なく、また体力の差などとりまく環境によって活動の仕方が変わってくる現状があります。

そして、芸術文化においては、芸術に馴染みのある人たちだけでなく、箕面市民全体が芸術に親しみ行きやすい料金で身近なものであることが重要だと言えます。

市民にゆとりを提供してくれる芸術文化活動をしている人たちの活動の場が保障され、活動の情報が市民に広く行き渡ることが大切です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・生涯学習の意義を理解し参加することで、生き生きとした暮らしを楽しむ。
- ・生涯学習の場で、自分の技術や得意なことを講師として教える。
- ・地域で訪問や声かけを行い、参加を募る。
- ・市民企画、NPO企画を提案とその実施。
- ・生涯学習で学んだことを友だちや身近な人に伝えて、情報を広める。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・学んだことを地域で活かす機会を行政が提供。
- ・特技・技能などを教え継承できる人材が力を発揮できる場、市民人材バンクをつくる。
- ・大学などとの連携によるプログラムの充実。
- ・文化を鑑賞、創造、参加できる環境整備を行う。
- ・文化交流の促進に努める。

(3) 行政が取り組むこと

- ・個々の趣味・興味・関心に合わせて、自由に自発的に参加できる場をつくる。
- ・高齢者の方が自発的に活動できる機会や場をつくる、もしくはそれを作ってもらうために行政が支援を行う。
- ・生涯学習のニーズを把握し、誰もが学習しやすい機会を作り、市民の自主的な生涯学習を支援する。
- ・図書館の開館時間の拡大、休館日の減少などを進める。
- ・社会貢献活動に結びつく生涯学習プログラムを充実させるとともに、教えることに必要なスキルを学習できるプログラムを提供。
- ・行政資料や地域資料を共有し有効利用できる情報提供（図書館など）を行う。
- ・様々な分野の団体や行政が連携し、協力できるシステムをつくる。
- ・不安や悩みを相談し共有できる仲間づくりと、問題解決のための安定した公的機関やプログラム（人材養成も含めて）を構築。
- ・文化・芸術基本条例をつくり、自主性の尊重、不介入の原則の確立、多様性の保護・発展、市民意見の反映、文化の交流などに取り組む。

5. 主要な取組み

(1) 市民人材バンク

地域の人のもつ技能を、地域で発揮してもらうための方法。最初は行政が下地をつくり、地域の人々の参加を促す。最終的には地域にその運用をゆだね、人材との間を取り持つことを地域で行う。ただし、地域間を越えた要請については行政も関与。

ゲストティーチャー登録などとの連携をとることによってより幅の広いものができる。

1. めざす姿

地球環境にやさしいライフスタイルを実践しているまち

市民、事業者、行政が省エネルギーに取り組み、CO₂の排出量が減っています。
太陽光、太陽熱など自然エネルギーの利用が広がっています。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
公共施設から排出される温室効果ガスの量	29,603 t-CO ₂	減少	減少
地球環境保全のために意識・行動をしている市民割合	44.8%	増加	増加
省エネ生活CO ₂ 排出率	未調査	10%減	20%減
自然エネルギー利用率（一次エネルギー）	未調査	増加	20%

* 省エネ生活CO₂排出最終目標（2050年）マイナス50%

3. 現状と課題

近年化石エネルギー使用増大による地球温暖化とそれに伴う異常気象で地球の危機が叫ばれております。例えば、アメリカ南部を襲ったハリケーン、バングラディッシュ、ミャンマーを襲った巨大サイクロンによる未曾有の被害や、オーストラリアでは干ばつで農作物や牧畜に甚大な被害が起きています。人口増加が起きているアフリカ、中国では降雨量の減少でオアシスが消え、砂漠が拡大しており、食糧危機の前触れです。人類をはじめ生態系の危機です。

世界各国は化石エネルギーの争奪が激しくなっています。この課題を克服するためにはまず地下資源を有効に使いつつ地上資源、すなわち太陽光、熱を中心とした自然エネルギーへの切り替え、環境への負荷が少ない地球環境にやさしいライフスタイルの転換が必要です。

そのため、地球温暖化防止を進める条例を市民と共に検討し、温室効果ガスの削減に向かって、行政、事業者、市民の役割を条例で明確にし、一丸となって取り組むことが求められています。

4. 役割分担

1) エコライフの実践はまずエネルギーの節約です。

(1) 市民等が取り組むこと

- ・電気ガス水道等光熱費を節約する。
- ・省エネ家電、機器への切り替えや、省エネ住宅へ建替、改造を進める。
- ・マイカーをやめて公共交通や自転車の利用を進める。
- ・ポイントは快適性を損なわずに省エネすることです。「省エネすれば得をする快適な生活が出

来る」を、「皆でやればうまく楽しく省エネが出来る」をめざして進める。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・エコライフの情報、個人で単純に取り組みやすいノウハウを普及する。
- ・NPO、諸団体等との連携推進、エコライフ・ネットワークを進める。

(3) 行政が取り組むこと

- ・省エネ住宅、省エネ家電、機器推進の補助金、減税政策を進める。
- ・節水と雨水利用を呼びかける。人口増になっても浄水施設の設備増設が避けられ、財政支出の抑制に繋がる。

2) 自然エネルギーの利用

(1) 市民等が取り組むこと

- ・太陽光発電、太陽熱温水器の設置に1人でも多くの人が協力する。
- ・市民がエネルギー問題を考え、このまま行けば地球は間違いなく破滅する。後世の人に負荷を残さない緑の地球を残そうと言う考え方で、取り組みを進める。
- ・雨水利用は、庭の散水に利用出来き、エネルギーの節約と節水を進める。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・市民、企業、NPO、自治体の協働による市民協同発電所の設置を推進する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・設備設置補助は、6月よりの2万円/kW上限10万円・50件では低すぎ、国の制度と合わせて10年程度で初期投資が回収できる補助に改善する。
- ・Green電力証書を使った政策推進、環境配慮促進法に則った政策を推進する。
- ・公共施設に、災害発生時の危機管理の一環として大切な、太陽光発電装置と合わせて雨水利用装置を設置する。

5. 個別案件に関する提言

(1) 太陽光発電所設置を強力に推進

(太陽光発電に関して福田首相が「20年に今の10倍、30年に40倍にする」発表)

(2) エコライフ推進体制の充実

エコライフ基本計画の策定 基本計画の進行管理
総合的なエコライフ行政の充実 エコライフ相談窓口

(3) 環境教育の推進

学校や地域での環境教育の推進 広報活動の充実 ビオトープの整備

(4) 温暖化防止、ヒートアイランド化対策の推進

屋上、壁面緑化の推進 省エネエネルギー化事業の推進
自然エネルギー活用の推進 中小テナントへの省エネ資機材導入に支援

6. まちづくりの効果

次世代につなげる魅力のあるまち、みのおに向かってエコ社会化で、一段と快適、安全、安心なまちになる。

1. めざす姿

3R（リデュース、リユース、リサイクル）により、資源の有効活用が進んでいるまち
 ごみの分別が定着しています。
 消費者、事業者、行政の協働により、ごみの排出量が減っています。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
家庭系総排出量	27,100 トン	減量	減量
1日一人当たり排出量	585 グラム	減量	減量
事業系総排出量	18,636 トン	減量	減量
ごみリサイクル率	17.58%	向上	向上

*ごみリサイクル率の最終目標 90%

3. 現状と課題

近年豊かになり、生活の向上で使用エネルギーの著しい増加を招いている。特にCO₂排出においては生活関連の増加が著しい。家電機器、生活関連グッズの不法投棄もあります。

地球温暖化の状況を見るとCO₂排出抑制は一刻の猶予も無いのが現状です。身近な自然環境を守る為に重要な1つがごみ問題です。現状はほとんどのごみを燃やしている。分別を徹底したごみの減量、リサイクル、リユースが必須です。

大量消費と大量に捨てる社会から、ごみの減量化、分別、リサイクルを推進する循環型社会への転換を推進します。ごみ処理基本計画（改定計画）の再検討も大切です。現在の分別収集でごみは減りつつあり、資源ごみを分別して更に強化を図る必要があります。

4. 役割分担

（1）市民等が取り組むこと

- ・ 不要なものを買わない、マイバックの利用などでごみ減量推進。
- ・ ごみ分別意識の徹底でごみのリサイクル化。
- ・ 使い捨てを減らし、ものを大事にするライフスタイルを実践する。
- ・ ポイ捨てをなくし、マナーアップして美化を推進する。

（2）市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・ 商店はリサイクル出来る包装材料、方法に改良してごみを減量する。
- ・ 事業所ごみの排出抑制を推進する。
- ・ 分別収集の取り組みやリユースの推進役を目指す。

- ・市場、商店で業務用生ごみ処理機導入を促進する。
- ・生ごみ堆肥化とリサイクル堆肥を活用推進する。
- ・ごみ処理基本計画（改定計画）の再検討を行います。

（３）行政が取り組むこと

- ・ごみ分別収集の実施によりリサイクルの徹底でごみを減量する。
- ・利用しやすいリユースシステムを構築する。
- ・ポイ捨て禁止、禁煙ゾーン(公共施設、公園等)条例を制定する。
- ・家庭用生ごみ処理機利用者へ支援、生ごみ処理機を活用する市場、商店などへ支援する。

５．個別案件に関する提言

（１）ごみ処理・資源化施設の整備・運営

- ・リサイクルセンターの管理運営。ストックヤードの運営。
- ・リサイクルひろばの検討。

（２）ごみ半減・資源化の推進

- ・マイバックの利用 簡易包装などの推進。
- ・事業系ごみの排出抑制を更に推進。
- ・生ごみ処理機導入に支援で、生ごみの堆肥化の促進。
- ・リサイクル堆肥の活用促進、ＪＡや園芸店に配布依頼。

（３）ごみ収集・資源回収の促進

- ・商店会、市場、各種団体などと連携強化。
- ・資源回収団体、回収業者への奨励。
- ・ポイ捨てをなくし美化の推進。

６．まちづくりの効果

- （１）大量消費と大量に捨てる社会から、ごみの減量化、リサイクルを推進する循環型社会へ進んでいます。
- （２）ごみリサイクル率の向上で、家庭系総排出量・事業系総排出量は大きく減少し、資源リサイクル・資源循環も進みます。
- （３）ごみ減量でクリーンセンター設備の長寿命化が図られることにより、新增設・改修が避けられ、財政支出の抑制につながります。

【参考】ごみ処理基本計画(改定)

	H17 年度	H24 年度計画	H24 / H17
家庭ごみ排出量	32,940 t	47,723 t	1.45
事業系ごみ排出量	19,028 t	22,443 t	1.20

1. めざす姿

自動車に依存しなくても公共交通などで移動できるまち

市内循環や東西交通の新しい公共交通網の利用や自転車移動が市民のライフスタイルに溶け込み、マイカー依存が軽減されています。

低公害車が市民・事業者・行政に普及しており、負荷の少ない燃料のステーションも整備された街になっています。また、カーシェアリングのシステムが発達しています。

北急延伸、第二名神高速道路の事業について、その総合効果、自然環境配慮対策、財政負担・採算性などの問題が解決され、将来市民への責任ある意思決定がされています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
公共交通市民満足度率	13.1%	25%	40%
自動車保有台数(世帯あたり)	0.89台	減少	減少
公共交通バス利用者数(一日平均)	31,520人	40,000人	50,000人
排ガス負荷の少ない車両率	未調査	増加	増加
カーシェアリング台数	未調査	増加	増加

3. 現状と課題

箕面市は、鉄道駅が西に偏っていることなどから、自家用車の保有数が多く、他都市に比べてもマイカーへの依存が大きくなっています。「まちづくり理念」に地球環境への視野でまちづくりを進めるとする箕面のこれからは、市民の高齢化が進むことから“自動車に依存しなくても公共交通などで移動ができるまちづくり”に大きく舵をきる必要があります。

市内公共交通については、市民の満足度は低く、東西間移動や交通不便地域の市内循環公共バスの拡充は急務です。また、自転車走行空間の整備や、カーシェアリングサービス、低公害車両の普及などで、環境にやさしいまちづくりに本格的に取り組むことが必要です。

また、箕面市は広域交通の要衝でもあることから、周辺自治体との連携・協力により、都市間交通に関わる諸問題に取り組むことが大切です。

箕面新都心構想の中核プロジェクトである北大阪急行の延伸については、あらたな公共交通ネットワークや都市核が整備されるとともに、環境面でも車のCO₂排出量の抑止効果が期待できますが、人口減少時代下での多大な財政負担を伴う大型プロジェクトであり、長期の視野からの展望や対策を持った「未来市民に責任をもつ大型プロジェクト」として、市民との対話を重視しながら慎重に取り組むことが重要です。

一方、第二名神高速道路の建設にあたっては、トンネル工事による自然環境の破壊や残土処理、市内通過車両の増加による影響など、地元箕面が長期的に直接影響を受ける問題について、関係諸機関と研究・協議・対策を重ね、影響の軽減や必要な担保の確保に取り組むことが肝要です。

4. 役割分担

1) マイカー依存から歩行者・自転車・公共バス優先のまちへ

(1) 市民等が取り組むこと

- ・クルマ依存による生活習慣の改善と公共バスの利用促進
市内近隣へは、健康管理も兼ね歩行や自転車による移動を習慣化する。また、公共バス利用やカーシェアリング、ノーマイカーデイの参加などにより、自家用車の利用頻度を減らす。
- ・自家用車使用者による排ガスの減量
ドライバー、車両使用時業者は低公害車両、バイオ燃料使用などによる排ガス軽減やエコドライブに積極的に取り組む。
- ・市内循環公共バスの市民による経営支援
持続可能な市内循環公共バスの運行を確保するため、市民の利用や料金負担について市民が理解し経営を支える。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・「地球環境さきがけ市民運動」の協働推進（交通をはじめエコライフ全般について）
- ・生活道路の歩行者・自転車優先利用の確保
車両通過抑制、危険箇所改善対策など地域とのネットワークを張った「狭隘道路対策機関」を設置しきめ細かい対策をたてる。
- ・自動車排ガス減量対策の策定と協働推進
低公害車両化促進、バイオ燃料などの非化石燃料化促進、カーシェアリングやレンタルサイクルシステムの整備などの取組み課題について、行政、各種事業者、専門NPOなどによる協働推進機関を設け計画策定と推進に当たる。（推進施策は協働事業として重点実施）
- ・市民、行政等による「市内循環公共バス整備計画」の協働研究・計画策定

(3) 行政が取り組むこと

- ・市民・事業者の取り組みに関する支援、誘導、指導、広報、啓蒙
低公害車両化などの率先推進、市民・事業者の取り組みの促進・補助、上記の協働事業に関する事項の徹底推進、市民事業者への指導・協力要請（歩行者のための歩道スペース阻害の駐車など）や「地球環境さきがけのまち箕面」にふさわしい広報・啓蒙活動を行う。
- ・歩行者・自転車優先のまちへの改善
生活通学路の歩道の整備、狭あい部分の拡幅整備、車両乗り入れの時間規制、一方交通道の拡大、高齢者や身障者の実情にあったバリアフリー化など、地域との協働での検討内容や市内各ターミナルなどの駐輪場整備、駐車場確保など「歩行者・自転車優先の主要生活道路整備計画」を策定し計画的に問題解決に当たる。なお、歩行者・自転車優先の街実現のため、新規の自動車道の開発に優先して市街地狭隘道路問題の解決にあたる。

2) 北大阪急行延伸事業は、「未来市民に責任をもつ大型プロジェクト」

(1) 市民等が取り組むこと

- ・「未来市民に責任をもつ大型プロジェクト」への事前参加
市民がともに責任を担っていることを自覚し、説明会、ホームページ、広報誌などにより認識を深めるとともに、パブリックコメント、アンケート調査などで意見や提案を積極的に行う。また、かやの中央、箕面船場地区などの事業者は、事業を通じた街の活性化に取り組む。

む。

- ・公共交通機関の利用と支援

公共バスを含め公共交通を利用し、市民が支える公共交通経営の基盤をつくる。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・「市民が支える公共交通（市内循環バス含む）運営」の開発研究

幅広く市民の出資・寄付を募る運動や、開発利益を得る事業者・資産運用者から鉄道運営の協力金を求める制度など、そのしくみや推進方法について協働で研究開発を行う。

- ・「かやの中央」「箕面船場」地区の魅力化（関連事業の併行推進）

乗降客数拡大につながる両地区の魅力化をはかるため、土地所有者などによる現行機関とは別に、利害関係のない各層の市民・識者などによる第三者提言機関を新たに設ける。行政は提言を受けて、未来へ発展する魅力ある両地区の都市計画を再構築し、その推進に取り組む。

- ・「事業化計画」などへの市民参画

「北大阪急行線延伸検討新委員会」での策定過程で、市民参画、市民提言ができるしくみを構築する。また、「推進会議」の性格役割を見直し、関係団体との協働組織から市民の知恵、発想、判断など幅広く活用できる協働体に改める。（市民公共交通利用促進策などの立案など、推進重点課題に取り組む）

(3) 行政が取り組むこと

- ・厳格な乗降客見通しによる将来展望の透明化

事業採算性の基礎となり極めて重要な鉄道乗降客見通しについて、現状況下での乗降客推計による現見通し試算だけではなく、開業時のまちの変化状況の違いによるシミュレーション、開設以降もさらに進む高齢化による通勤客数への影響など、条件変化を踏まえた長期のシミュレーションを試算し、将来展望や事業採算性課題をあきらかにする。また、整備主体者、運行主体者のビジネスモデルに必要な条件整備対策を早期に講じる。

- ・北急延伸事業を含む大型プロジェクトの財政投資計画の策定

鉄道事業、かやの中央まちづくりなどの周辺事業を含む北急延伸関連総事業、その他区画整理事業・計画道路事業、市街地再開発事業などを含む各種プロジェクト事業について、都市全体の都市計画の視点から、優先順位をつけて、財政投資計画を策定する。

- ・市民との活発な情報交流

市民に伝え、市民の疑問に答え、市民の声、市民の知恵、市民の発想を柔軟に取り入れ、「未来市民への責任ある大プロジェクト」を市民と一体となり進める。

- ・その他重点課題の推進

運営母体や補助率決定のための事業制度、運行計画・運賃水準などの鉄道サービス、構造形式、ターミナル計画などの検討（事業化計画の策定）、関係者間の合意形成など。

3) 環境破壊に万全の対策で臨む「第二名神高速道」

(1) 市民等が取り組むこと

- ・箕面の自然は市民の財産

広域基幹道路開通の広域貢献をしながらも、自然生態の破壊につながることの基本認識を持ち、関心を持つとともに、生活周りでのエコ活動を推進する。

- ・北大阪交通ネットワークの整備によるまちの活性化

インターチェンジの止々呂美地区や、かやの中央地区の活性化に、地域の各種市民組織が連携し取り組む。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・トンネル工事に伴う湧水などの水処理対策など

河川管理責任者(府、市)、利水者、山・河川環境市民団体の協働機関を設置し、山・河川の生態系や生活環境の保全、農業利水の両面から水処理対策、管理対策について検討する。そのため各種調査を協働事業で行い、影響度を検討し対策を立てる。

(3) 行政が取り組むこと

- ・環境アセスメントと工事に伴う環境破壊の見通し

関係機関と協働し、課題の所在、環境破壊を未然に防止する工事方法、見通しなど、市民に公開するとともに、意見聴取に努める。必要案件には市民協働機関を設け検討する。

- ・地下水流動対策

「地下水流動対策検討委員会」など関係機関と事前協議を重ね、423号トンネル湧水による箕面山、河川の水涸れ問題を繰り返さない工法の導入や、万一の場合の担保確保を行う。

- ・交通量増加による影響と対策

インターチェンジ付近の道路整備、公害測定やCO₂排出量対策、物流基地回避対策など、広域基幹道路のインターチェンジに起こる問題を事前に洗い出し、早期に的確に対処する。

5. 主要な取り組み

(1) 市内循環公共バス整備計画の協働研究・計画策定

高齢化社会における箕面市内の公共バス交通のネットワークのあり方について、行政のリーダーシップの下に、バス事業者、送迎バス運行事業者(塾、病院等)、交通識者、専門NPO、地域コミュニティ、障害者団体、近隣自治体などによる協働研究の場をつくり、地域住民の公共交通について総合的に調査・検討し、短期・中期・長期の取り組み課題を明確にした「公共交通ネットワーク化計画」を早期に策定する。

市内循環公共バスの持続的運行を確保するため、経営形態や市民の支え(運賃のあり方、市民出資・寄付など)のあり方、事業者間の協業についても研究する。

6. まちづくりの効果(生活と環境にやさしい公共交通)

広域交通ネットワークと市内循環バスのネットワークが整備され、北大阪地域の核都市として人と環境にやさしい公共交通のまちになります。また、市民の意識やライフスタイルがエコ志向となり、技術の進展、歩行者や自転車優先のまちの再生もあり、自家用車に依存しなくてもよいまちに発展します。地球環境のために貢献するまち、超高齢化社会への進行に対応できるまちに進化します。

1. めざす姿

安全で良質な水道水を安定して供給しているまち

地震に強い水道対策が進み、飲料水の危機管理が進んでいます。
自己水の比率が増え、水道水供給の安定性が高まっています。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
配水池耐震化率	70%	向上	100%
給配水管耐震化率	未調査	向上	向上
直結式給水比率	51.1%	向上	向上
鉛管給水管取替率	63.2%	向上	100%
老朽給水管取替率	未調査	向上	向上
水道水の自己水量比率	14%	向上	向上

*老朽給水管取替事業時にその耐震化対策に合わせて推進する。

3. 現状と課題

市の約86%を占める府営水は、高度浄化処理導入により安全な水道水が供給されていますが、さらに美味しい水を求めて多くの家庭で浄水器の設置や、水道水よりも約1,100倍も値段が高い清浄飲料水の購入がされております。また、水道料金（20m³使用料）は、府下42市町村平均の約1.1倍、ベスト4と高く、高い水道料金も安くなってほしいとの声が上がっています。

府営浄水場からの長大なライフラインに活断層や軟弱地盤・液状化などの震災リスクもあり、水道水の安定した供給には、水道施設の耐震化と中長期的には、水道施設の分散化と代替機能の確保などが必要です。さいわい箕面には、古くから地下水の豊富なところでもあり、自己水源の確保には適しています。が、少子高齢化や環境にやさしい節水型の暮らしの中、過大な最大給水量計画を見直し、自己水比率をもう少し引き上げ、危機管理に備えることが必要です。また、耐用年数40年を超えた管路率（超40年管路長/総延長）は、2017年に49%に急増しますが、改善計画の目標はその約7割です。大阪府との調整連携も行き、危機管理に備えます。

そのため、地震に強い水道対策をすすめ、環境にやさしい水資源の節約も考慮するとともに、箕面にふさわしい水循環・地下涵養水資源を生かし美味しい自己水を増やし、安全で良質な水道水の安定供給を進めています。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・引き込み配水管の更新には耐震化を検討。漏水を発見すれば、すぐに連絡する。

- ・雨水利用システムを家庭、商店街などへ導入し、節水を推進します。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・水需要計画（2015年）の給水人口、一日最大給水量を再検討する。
- ・農業用水、地下涵養水の再生、河川環境の維持用水、などの「水総合管理計画」の検討。
- ・関係機関や近隣都市と連携し、清浄な水と安定した水道を供給する。
- ・管路のリフレッシュ総点検を推進し整備する。
- ・高度処理水などによる清浄な水と節水の学習説明会を開催する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・水需要計画（2015年）の給水人口、一日最大給水量を再検討する。
- ・水循環による近くの涵養水から取水を増やし、ミネラルの多い箕面水比率を引き上げる。
- ・鉛管の給水管の取替えを耐震管への切り替えを含め進める。
- ・管路リフレッシュ総点検を進め、老朽管路は、耐震対策と合わせて水道改善計画を確立する。
- ・水循環の再生で自己水量率を少し回復し、飲料水の危機管理体制を確保する。
- ・雨水利用システムを家庭、商店街などに設置、その支援で節水を推進する。
- ・関係台帳の整備と活用、アセットマネジメント導入を進める。
- ・事業内容の維持、向上に役立ち、市民にわかりやすい“指標”に改善する。

5. まちづくりの効果

- (1) 環境にやさしく安定した美味しい自己水の供給が増えています。
- (2) 地震に強い水道対策を進め、水道の危機管理に備えます。
- (3) 水道資産管理にアセットマネジメントを導入し、効率的な維持補修を進め、安定した低廉な水道供給を進めています。

1. めざす姿

清潔で快適な生活環境と川の環境を再生し、浸水の不安がないまち

雨水貯留・浸透、雨水管の設置・活用などにより浸水被害が減っています。

雨水浸透、浄化槽の処理水の地下浸透により、地下水が涵養されています。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
雨水整備率	63.5%	85%	100%
時間50mm雨水整備率	未調査	向上	向上
浸入水対策率	18.6%	向上	向上
水循環による流出率	未調査	抑制	抑制
耐震補強の進捗率	未調査	向上	向上

3. 現状と課題

汚水と雨水を分離した先進的な分流下水道は、汚水の公共下水は府流域下水道に接続し長大な地下河川として下水処理場につながり、流域下水道施設は本格的な大規模な更新期に入ろうとしています。老朽化した分流下水道施設の補強と、耐震補強も必要です。同時に迫り来る大地震を前に、その処理場は地盤の弱い液状化の可能性も高いといわれ、スケールメリットを優先した流域下水道の事後評価も大切な時期です。

雨水は、雨水下水管路や開発排水路などを通じて河川に流れていますが、コンクリートで地面が覆われ保水・遊水機能が減少し、集中豪雨の時には約2倍の鉄砲水が流れ出し、都市水害の潜在的な危険エネルギーは拡大されています。また、水循環を考慮しなかった都市づくりは、洪水を一刻も早く下流に流すためコンクリート3面張りの排水路を整備し、多様な生物が棲息していた河川環境は大きく後退し、その清流は姿を消しています。

そのため、清潔で快適な地震に強い下水道施設をつくり、計画を超える局地的な大雨対策は、雨水貯留・浸透（地下水の涵養）、雨水管などの方法で浸水の不安がないまちやを生活環境と川や水路の環境再生を目指します。

老朽化した下水道施設の耐震補強を進めるとともに、汚水処理や浸水の不安も少ない環境に優しい、ライフサイクルコストなど最適の下水処理のあり方の再検討を進めます。

水路や河川整備優先から、全地域から雨水貯留・浸透（地下水の涵養）を計画し、各地に整備されだしている総合的な浸水対策を重点的に進めています。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・身近な雨水貯留浸透マスの設置。出水期前に水路や溝、泥だめマスを清掃する。
- ・マンホール付近のひび割れや陥没を見かけたら市に連絡する。
- ・コンクリートで全て覆う建築から、環境にやさしい流出係数の抑制を検討する。
- ・雨水浸透や散水活用などにより、民間企業の敷地から外部への排水量を抑制する。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・雨水浸透マス支給を復活し、全地域から流出抑制を進める。
- ・全地域から総合的な流出抑制対策を推進し、全公共施設の敷地に水循環・雨水利用する。
- ・公共下水（府流域下水に接続）とコミュニティプラント、高度合併浄化槽の併用を進める。
- ・農地の転用時には、その流出抑制を条件とし、流出量の増加の抑制を進める。

(3) 行政が取り組むこと

- ・各戸に雨水浸透マスの支給を復活し、全地域から流出抑制を進める。
- ・全ての公共敷地に流出抑制（95%抑制）モデルを進め、下流域の浸水を軽減する。
- ・民間事業の敷地排水は、下流排水計画内に抑制し、敷地内の流出抑制に協力を求める。
- ・既設の耐震補強や、施設の延命対策の整備計画をつくり、快適な生活環境を進める。
- ・災害対策や老朽化対策において、コミュニティプラントや合併式浄化槽の活用について検討・活用する。
- ・公共下水（府流域下水に接続）とコミュニティプラント・高度合併について、各方法のライフサイクルコスト等から科学的な総合評価を行う。その説明責任も果たす。
- ・農地転用に伴う流出量の増加に対応して、流出量の抑制や水路内貯留を指導する。

5. まちづくりの効果

- (1) 公共全敷地や民間敷地から雨水貯留・浸透などの流出抑制で、浸水被害ゼロの安心なまち。
- (2) コンパクト浄化水に浸透・地下水の涵養で潤いのある環境先進都市情報発信も進みます。
- (3) 流出抑制事業の推進で、雇用の拡大、市内消費の回復などしない好循環も進みます。

提言シート(18) みどりと安全を守る計画的な土地利用を進めるまち

1. めざす姿

環境さきがけ都市にふさわしく、安全と緑化を考慮した土地利用の進むまち

みんなの協働により、まちにみどりが増えています。

安全の視点を重視した土地利用が進められています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
緑化計画の遵守率	未調査	100%	100%
市街化区域の緑被率	30.8%	向上	向上

3. 現状と課題

箕面市では、近年、屋敷林、斜面の残存林、植木畑など身近な自然とみどりが減少しつつあります。住宅開発においては、まちづくり推進条例(以下、まちづくり条例)等により、宅地等の緑化が推進されていますが(以下、緑化計画)緑地の確保が十分でない例もみられます。

住宅地拡大による緑と自然環境の減少を防ぐため、住宅集中・住宅区域と自然保護地区のすみ分けを検討し、地区計画や地区まちづくり計画などを使い分け、街路樹や生垣の多い緑の都市を確保し、計画的な土地利用の実現を誘導します。

また、山腹の土砂災害の地すべり危険箇所における大規模開発の計画があり、集中豪雨などによる災害の再来が心配されています。高低差も大きく大規模な高盛土の都市開発地域については、高度な地盤改良対策事業が行われているようですが、断層や構造線が付近を走っていることもあり、その地盤と造成地の強度に応じた安全第一の土地利用が重要です。

加えて、消防車の入れない狭隘道路があり、市民生活の安全、安心を脅かしています。消防活動困難な地区において、市民と協働により狭隘道路の実態を再点検し、その区間ごとに対策協議会を設けて、地先の用地確保を含めて検討し不安の解消に努めます。

市民、事業者、行政、関係機関が協働により、環境さきがけ都市にふさわしい、みどりと安全を守る計画的な土地利用を進めます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・地域から緑と自然環境の保全と生活の利便性を総点検する。
- ・緑化計画を守る市民パトロール隊に参加する

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・山腹や山並み未利用地域の都市計画区域を解除する。
- ・環境の保全と生活の利便性を重視した都市計画マスタープランを充実させる。
- ・住宅集中地区と自然保護地区のすみ分けを検討する。
- ・市民発意や地域特性をいかした土地利用を検討する。
- ・利用度の低い公共用地や未利用となっている公共用地の活用を検討する。
- ・箕面の自然の実態を把握する“箕面生物マップ”を作成する
- ・緑化計画を守る市民パトロール隊と対応策を検討する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・高齢化社会へ都市計画マスタープランを充実させる。
- ・計画的で、地域の実情にあった住宅地形成へ誘導する。
- ・緑化計画を守り、違反建築に対応するため関係機関との連携を強化する。
- ・未利用地は高齢化社会に求められる福祉施設などへの有効活用を検討する。
- ・都市の緑を行政と地権者、市民の協働で生かす制度を検討する。
- ・都市の自然的環境の公益的機能と「都市計画関係」「開発指導」「税関係」の連携を検討する。
- ・みどりと安全に関わる土地利用についてのマニュアルを作成、市相談窓口を充実させる。

5. まちづくりの効果

- (1) みどり豊かな居住環境が市民の協働で広がっています。
- (2) 安全な土地利用で災害に強いまちづくりが進んでいます。

1. めざす姿

地元の農業をみんなで支えているまち

営農が維持され都市の農空間も維持されています。
市民、事業者、行政が地産・地消に取り組んでいます。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
農地面積	220ha	維持	維持
農業体験参加者数	226世帯	増加	300世帯
農業祭参加数	2,500人	増加	6,000人
農産物 地産・地消高	未調査	増加	増加

3. 現状と課題

(1) 農業・農地と対策

農地は、栽培耕作を行い、食料を生産し環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、防災などの多くの機能をもっています。近年、都市化等によって担い手不足、後継者問題が深刻です。一方で市民農園、産直・朝市、農業祭りなどの「食の安全」「自給率向上」など農業にたいする市民意識も高まっています。地産・地消の都市農業や、田畑や農園など農空間と環境、水循環、防災を大切に持続的な農業へ、農業者、農協、消費者市民、学校や公共施設、飲食業者・商業者なども参画し、行政の主導のもと「箕面の農業の将来のあり方」として持続可能な営農支援や地産・地消の仕組みの実行プランづくりが必要です。

1998年度(平成10年度)から始まった市の「農業体験事業」も着実に拡大し市民が農業への関心と理解を高めるのに役立っています。また「市民農園」も昨年の法改正により、農地所有者自らが市民農園を運営できるようになった事から、制度的に改善することで、新しい農地利用への発展が期待できます。

(2) 農作物被害と対策

農産物の野生生物からの被害対策が大きな課題となっています。山麓付近のイノシシ、シカなどの農作物被害が増えています。また止々呂美地区は、アライグマによる、農作物の被害も深刻です。2008年2月施行「鳥獣被害防止特措法」の鳥獣捕獲、防護策設置には、地方交付税が拡充され財政支援も開始されています。防護柵が人の丈では低すぎます。効果の大きい電気柵の採用など、近隣自治体や大阪府との連携強化も進め、防除対策の充実で、農作物の被害の減少を図ることが課題です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・農林業の再生 例；農業体験農園を事業とする継続従事者メンバー結成。
- ・木材間伐・山林の手入れ作業、などの支援。

(2) 市民等・行政が協働して取り組むこと

- ・JA北大阪、A-COOP、箕面の山と自然の保全活動団体と行政による地産地消の推進。
- ・「鳥獣被害対策実施隊」の定期活動と、改正鳥獣保護法(99年)・鳥獣被害防止特措法の農林業被害者への支援業務、防護策・新設補強への資金支援。間伐作業への広域支援の橋渡し。
- ・農林業後継者育成の為の農地確保。
例；農業体験農園の導入啓発。実施中の田植え、芋堀体験の応用拡大。

(3) 行政が取り組むこと

- ・地産・地消の推進。街頭売り場所；市道、府道、国道使用許可取得支援。
- ・小中学校給食への「箕面米」安定供給担保し80%目標化、野菜果物も追加。
- ・市民農園(貸農園)を「農業体験農園」とし、農地所有者の納税猶予継続。
- ・農作物被害が増えており、防除対策の推進。
- ・農産物の生産Costの削減検討・農業経営の近代化の指導と援助。
- ・農業用水の水質の安全性を確認・確保する。

5. 主要な取り組み

(1) 「農業体験事業」の拡大

箕面市では市民を対象にして、農業の理解と関心を募るため、「農業体験事業」を実施しています。「田植え・稲刈り」「サツマイモの苗植え付け・サツマイモ堀り」「黒大豆の苗植え付け・収穫体験」などで、年々その参加者が増加してきております。

(2) 新しい「市民農園」の展開

「市民農園」はこれまで、市もしくは農協しか開設できませんでしたが昨年度の法改正により、農地所有者自らが市民農園を運営できるようになりました。従来契約期間が2年など制約もありましたが、これからは期間、利用料金など自由に契約可能となることで、新しい「市民農園」の展開を期待できます。

6. まちづくりの効果

- (1) 市民に「食の安全」「地産・地消」の意識の向上が進むと同時に、地元の農業を持続させるための市民活動が広がります。
- (2) 農業者も将来への営農継続への見通しがたてば、農地も確保されます。

参考 全国の農産物被害

全国レベル(農水省調査)は、1990年度被害農産物12万トンが98年度46万トン06年度36.6万トンで、被害額も99年度から06年度横ばい118億円~135億円、イノシシ、シカ、サルが約9割です。被害要因は農村地域の過疎化、高齢化で、餌場や暮れ屋になる耕作放棄地が増えたこと、暖冬傾向と小雪化で生息域が拡大(国土全体の二ホンシカ生息地78年度24%から03年度42%、イノシシ、サルも同様の傾向)です。また、猟銃免許者98年度43万人から02年度21万人、狩猟捕獲数も一因です。

1. めざす姿

身近な公園緑地で多くの人を楽しんでいるまち

身近なみどりを大切に感じ、公園管理活動が市民に広がっています。
地域の特性に応じた公園が整備され、多くの人々が利用しています。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
市民一人当りの公園面積	市民一人 2.7 m ²	増加	増加
都市公園計画の達成状況	66 箇所 26.81 ha	増加	増加
公園管理活動の団体数	77 団体	増加	増加
整備すべき 一人当たりの公園緑地面積	24.8 m ²	26.8 m ²	28.8 m ²

3. 現状と課題

都市公園法では、住民一人当たり 6 m²の公園設置が求められているのに対して箕面市は 8.9 m²の高い計画をもっています。しかし、現在は開設済の都市公園と児童遊園、開発帰属公園を合わせてわずか市民一人当たり 2.7 m²であり、都市公園としては府下最低クラスと言われていています。身近に遊べる公園が少なく、近年車が増える中で子どもの交通事故も多く、都市公園を増やし、本格的な少子高齢化社会の到来のなか、子どもと福祉のまちづくりを進めることが大切です。市民生活に潤いとやすらぎをもたらし、健康の保持、快適な市民生活を営むうえで、親と子、障害者、高齢者にとって身近な公園緑地は重要な成熟都市施設の一つです。

そのため公園計画面積の約三分の一という低水準と、都市公園の地域間格差の解消を目指し、「新都市公園計画」を市民と行政の協働でつくります。都市公園の防災避難地、安全な遊び場、実のなる樹木などや花も育み、楽しく憩う身近な多面的な機能を併せ持つシンボルゾーンについて評価し、近隣公園のあるまちづくりが重要です。そのために、未利用地や低利用地は先ず、高齢化社会の福祉のまちづくりや子供の遊び場として公園緑地の検討を行い都市公園の計画推進を進めていきます。

既設の都市公園や緑地についても、それぞれの存在意義や利用の状況を市民と行政の協働で再検討し、個々に再整備し効果を上げつつ、更に推進していきます。公園施設の維持補修は、新市街地の整備に重点投資もあり、自治会や子ども会、老人会、その他有志の「公園維持管理団体」の市民参画による公園の維持活動が地域市民を中心に進めていきます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・市民参加による公園づくりと維持管理を推進する。
- ・ゴミのポイ捨てを止め、きれいにする。
- ・地域特性を活かした都市公園の再生プランづくりに協力する。
- ・既設の公園の存在意義や利用状況をみんなで話し合う。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・災害時の避難地の機能を話し合って高める。
- ・市民による公園緑地の保全活動支援など協働する。
- ・公園の特性を活かした創造的な活用する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・成熟都市の重要都市施設の一つとして、身近な公園緑地を位置づける。
- ・都市公園や児童遊園など地域的格差の解消を目指し、市民が日常的に利用する公園の適正配置を図る。
- ・市民による公園緑地の保全活動への支援。
- ・未利用地や低利用地は、子どもと福祉優先の公園を検討する。

5. まちづくりの効果

- (1) 近隣公園等の整備・再生を進める高齢者や母と子の校区コミュニティが前進します。
- (2) 市内循環型の公共事業で、材料、労働力の地元活用で相乗効果もあります。

【参考 - 1】都市計画公園の変遷と到達点

	1998年	2006年	備考
公園計画個所と計画面積	69個所 75.2 ha	81個所 67.79 ha	
公園開設個所と面積	66個所 26.7 ha	66個所 26.81 ha	8年に+0.11 ha
その他児童公園, 開発帰属公園	未調査	110個所 7.55 ha	
合計		176個所 34.36 ha	市民一人 2.7 m ²

【参考 - 2】都市公園等の確保目標

	現況 2002年	中間 2010年	目標年次 2025年
都市公園等の確保目標	293 ha	335 ha	461 ha
市民一人当たりの公園緑地面積	概ね 23.9 m ²	概ね 24.8 m ²	概ね 30.7 m ²

1. めざす姿

水循環も進み、清流の“春の小川”で“水辺の楽校”の賑わうまち

野鳥も飛来する自然に近い池や川の再生が進んでいます。

豊かな涵養水源を守る森林と山麓林が育って、きれいな水が循環しています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
市民による河川の 日常管理区域箇所数	10箇所	20箇所	30箇所
河川(ため池)、親水 公園に関する満足度	11.8%	30%	50%
親水河川・水辺公園の数	未調査	増加	増加
水循環推進の涵養水源森林	未調査	増加	増加
「水辺の楽校」参加者数	未調査	増加	増加
野鳥などの観察ポイント	未調査	増加	増加

3. 現状と課題

都市化の進展とともに、童謡の春の小川のゆったりとした水辺生物空間のある小川が姿を消し、洪水を一刻も早く海に注ぐ大きな三面張りの排水路が整備され、親しんできた川は危険な空間に変わっています。近年、野鳥も飛来する池や川の湧水も大きく減り、自然に近い水辺環境が減少する傾向にあり野鳥の生息も危ぶまれています。

国定公園内の箕面川ダム湖にヘドロも堆積し、洪水時に流れて川原の岩石や淵や瀬の水辺の奇岩にヘドロが付着し、かつての箕面渓谷も豊かな清流はその姿を消しつつあります。さらに、トンネル湧水により沢筋の水涸れ、箕面川の水量も減少し、名勝箕面大滝や渓流の水辺環境は後退し、回復の目途もたっていないようです。

森林や山麓林の涵養水やお滝場、地下水の湧出している“坪”の存在など人々が水辺とともに生活を営んできた歴史もあり、公園に復活されている“坪”には水遊びに興じる子どもも多く、水循環を進めその再生で潤いのあるまちづくりも大切です。

そのため近年、治水と共に水辺環境を大切にする親水河川が整備され、残存林を生かした河川活動も進められ、貴重な水辺空間・自然環境の保全を図り、親しまれる空間が広がっています。第二名神高速道路トンネルによる渓谷や川の水涸れなど環境対策を検討し、水環境にふさわしい計画を考えるべきです。

豊かな水源の森林の涵養水源を保全し、山の水涸れと水の汚染をなくし、健全な健全な水循環をみんなで進めます。野鳥も飛来し、自然に近い池や沼、川の水辺環境保全補修で、蛭や野鳥などの観察会活動やアドプト活動など、環境にやさしいまちづくりを進めます。暮らしの中を流れる

箕面川、千里川、勝尾寺川等のかけがいのない恵みの自然を生かし、子どもたちが川で水遊びや棲む魚、野草、小石・砂、生物とふれあい、遊び学ぶ「水辺の楽校」事業なども大切です。市民と行政の協働で、水循環型の総合治水で、鉄砲水による浸水をなくす安心のまちづくりを進め、次世代に継承するために近自然河川づくりと健全な水循環を進めていきます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・自然観察会を続け地域で環境を共有し、屋敷林や河畔林など一体で親水空間を守り育てる。
- ・「水辺の楽校」に親子で誘い合って参加する。
- ・ごみのポイ捨てをなくし、川を守るアドプト活動に参加する。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・山の水涸れをなくし、ダム湖のヘドロを解消し、国定公園の溪流を再生する。
- ・自然に近い池や川の水辺環境保全補修は、市民や環境団体との協働で進める。
- ・多自然型の川造りには、「水辺の楽校」事業計画を市民などとの協働で進める。
- ・親水河川造りの中で消防水利の整備を検討する。
- ・親水公園の安全対策を整備し、集中豪雨による鉄砲水から市民を守るために、水防団や市の巡回体制などを確保し、サイレン・放送施設を設置する。
- ・歴史的遺産として小さなお滝場の水を守る。

(3) 行政が取り組むこと（関係機関との調整を含む）

- ・治山対策をすすめ豊かな水源の森林の涵養水源を保全する。
- ・トンネルによる山の水涸れと水の汚染を解決する。
- ・ダムによるヘドロ問題の解決し、国定公園の清流の流れる溪流を再生する。
- ・水辺の楽校事業の推進し、せせらぎ施設を整備する。
- ・水循環型の総合治水で健全な水循環を再生し“春の小川”を再生する。
- ・箕面川、千里川、勝尾寺川などの堤防自転車道、散歩道を整備する。
- ・生物に配慮した多自然川の整備。防災力を高める消防水利を整備する。
- ・親水河川の急な増水事故の教訓を生かし、親水河川に増水時の警報設備、監視カメラ、放送設備や、水防団や市の巡回体制を拡充する。
- ・農業ため池の整備、野鳥・渡り鳥も飛来する環境を保全する。

5. まちづくりの効果

- (1) 緑のトンネルを流れる清流の川、“春の小川”が再生し、自然の恵みを次世代に継承しています。
- (2) 安心して快適な水辺環境のあふれる親水河川の「水辺の楽校」で子どもが元気に遊んでいます。
- (3) 森林と山麓林が育って涵養水が溢れお滝場に人が集い、こころの和みが再生されています。

1. めざす姿

山麓・市街地の豊かな自然を「箕面の宝」としてみんなで保全するまち

森や川、緑を保全する市民運動が一段と広がっています。

有害野生動物を適正な数に抑え、昆虫や動植物の生態系が保持されています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
自然緑地指定同意面積	72ha	75ha	78ha
市内アドプト活動箇所	133箇所	200箇所	300箇所
有害野生動物適正数	過剰	過剰	適正

3. 現状と課題

今日まで長い歴史の中で守り育ててきた山間・山麓の豊かな自然環境は市民の心を癒してくれるとともに鳥や昆虫、動植物を育み、何よりも自然災害を防止してきました。まさに「箕面の宝」であります。山林所有者の高齢化などで山の手入・保全も厳しくなり、また地球環境変化に加えて自動車公害やゴミの不法投棄などから“みのおの山”の自然破壊が進み、災害の危険も心配されます。そして近年、止々呂美地区や山麓付近の有害野生動物による、農作物被害が増加しており被害防止対策が課題となっています。また街中の公園や河川、田畑は「身近なみどり」として市民に親しまれてきましたが、農地の宅地化、河川の汚れやゴミ投棄、そして管理不在の都市公園の美化も課題です。市民、事業者、行政は山麓・市街地の緑豊かな自然環境保全活動にかかわり「箕面の宝」を次の世代へ引き継ぐ事が重要な課題です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・ニホンザル、イノシシ、シカの「生息環境管理」を行い適正数に適宜捕獲する。
- ・ホタル、チョウなどの昆虫の棲息維持も含めた動植物保全再生プランの実行。
- ・ゴミ持ち帰り作戦の徹底。
- ・市街地の河川・公園アドプト活動*1の拡大。

*1 アドプト活動：アドプト活動とは市に代わって市民や事業者(里親)が身近な公共空間を利活用し、地域に良好な環境を作り出す活動です。市民は活動の届出、活動の内容報告を行います。市は活動に必要な資材などを供給したり、技術講習などの里親の活動支援を行います。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・「鳥獣被害対策実施隊」の定期活動。
- ・農林業被害者への資金支援、防護柵の新設や補強への資金支援。
- ・山麓保全ファンドの拡大。
- ・市民、NPOなどによる山麓保全活動の拡大。

(3) 行政が取り組むこと

- ・自然災害、山林火災の予防、危険箇所の点検と予防対策強化。
- ・国、府との山間・山麓保全行政の連携強化。

5 . まちづくりの効果

- (1) アドプト活動が広がり、住宅地の川や公園が良く手入れされ、きれいになっています。
- (2) 国・府との山間・山麓の保全行政や動植物保全再生の連携が強められ、自然災害や山林火災の予防が進んでいます。
- (3) 鳥獣被害対策の定期活動が進み、農作物の被害が減少しています。
- (4) ニホンザル・イノシシ・シカの生息環境(適正数)管理が進んでいます。

1. めざす姿

郷土の歴史・文化、伝統行事が後世へ残るまち

郷土の歴史と文化に多くの市民が愛着をもち、大切にしています。

「新しい箕面文化」が育ち、全国的にも有名になっています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
郷土資料館入場者数	19,700人	25,000人	30,000人
市指定文化財	42点	増加	増加
伝統行事に関わる市民人数	未調査	1.5倍	2倍
新しい箕面の文化の誕生	0	1点	2点

3. 現状と課題

宝くじ発祥の地日本最古の弁財天で有名な「瀧安寺」、西国23番札所の「勝尾寺」、役行者が開祖した「西江寺」、聖徳太子が創建したといわれる「帝釈寺」といった歴史的にも評価の高い寺や神社が市内にはあり「市指定文化財」が保有されていますが現物はあまり市民の目にふれる事はありません。また市内地域には「まんどろ火まつり」「めんぎょう」「亥の子」そして無形民俗文化財として「白島地域の盆棚」など伝統行事も残っていますが市民の多くはあまり知りません。これら箕面の歴史的な文化財や伝統行事を多くの市民にもっと知る機会を設ける必要があります。そしてこれらを次の世代へ引き継いでいかなければなりません。特に伝統行事は後継者問題も課題となります。

古い文化を大切にす一方「新しい箕面文化」も創りだしていかなければ街に活気が生まれません。近年幾つかのサークルで 芸能、映像、音楽や演劇、スポーツなど幅広いジャンルでの創作活動が起こってきています。そんな中から新しい芽が生まれ、「箕面の輝く文化」に育つよう行政の支援が必要です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・地域に残る伝統行事、風習について後継者を育成する。
- ・文化財、古い民具等で管理が困難な場合は市への寄贈に協力する。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・新しい「箕面の文化」づくりを市民と行政協働で進める。
- ・郷土資料館の展示企画を市民と行政協働で実行する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・市指定の文化財公開(所有者との調整)。
- ・市民向け歴史・文化講演会やセミナーの開催。
- ・市外向けに定期的に「箕面文化のPR」の実施。

1. めざす姿

景観に配慮された住環境が維持されているまち

都市環境を保全し良好なまちなみ景観形成が維持されています。

借景の山麓などを守り箕面らしい豊かな住環境が維持されています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
都市景観形成地区の数	5地区	7地区	10地区
景観づくりに関わる市民の割合	26.1%	30%	33%

3. 現状と課題

近年、土地利用の転換や建替えによる建物用途や高さの混在が目立ちます。自然とみどりの山並み・山麓と一体的な景観資産が失われ、景観的な特性が不明確な地域や自然とみどりの景観的なまとまりが、都市開発で少なくなっている地域が出現しています。

樹木や生垣、木立などのみどりも多く、「箕面らしさ」を支えてきた広い住宅地がミニ開発・細分化へと進んでいます。高齢化社会と若者ファミリー・少子化社会は、“住まいと住まい方”、“空き家問題と家主の経営問題”、“木造40年の老朽劣化住宅の更新”などの問題が今後重要な課題となってきます。

以上の課題解決をし、住環境やまちなみを保全し、いつまでも住みつづけられる、安心して快適なまちづくりを進めるためには市民、事業者、行政の相互の理解なくして実現しません。

2007年8月箕面市は「箕面市都市景観基本計画」を全面的に改正しました。それには景観に対する市民意識の低下も危惧されることから「市民・事業者・行政の三者協働で、対話型の景観まちづくり」を進めるとしています。そして地元の合意に基づいた地区協定・建築協定などの活用により良好な住環境の維持・創造をすすめ、都市環境を保全し良好なまちなみ形成を、三者協力して実現しなければなりません。生垣や樹林や、景観形成、屋外広告物など箕面にふさわしい質の高いデザインとなるよう関係機関とともに適正な誘導を進めます。

周辺地域への影響が大きい開発計画に対して、事業計画に市民の意向が反映される協議がすすむ制度も検討します。相談窓口を充実し災害に強い安心な住環境の保全へ誘導支援し、快適なまちづくりを進めていきます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・住環境・環境資源・景観への取組に参加する。
- ・路地や住まいからの眺望景観や借景点検を進める。

- ・地域特性を活かした住環境の保全・創造づくりに協力する。
- ・「都市景観基本計画」「景観計画」「都市景観条例」の学習、交流に参加する。
- ・地区計画や建築協定などのまちづくり勉強会に参加する。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・地域文化・環境資源・景観法の勉強会。眺望景観資源の点検。
- ・地域の個性を活かした住環境の保全・創造の方向性を立案。
- ・若者ファミリー層や高齢者・障害者も安心できる住まい・住環境創造の検討と推進。
- ・民間住宅の空き家対策と、良質な住まいの供給と適切な運営管理。
- ・地区計画や建築協定など「箕面まちづくり読本」の発行と普及。
- ・山腹・山麓のみどりと自然景観を保全する都市計画区域の見直しで箕面らしさを守る。

(3) 行政が取り組むこと

- ・良好な都市景観形成の誘導、都市景観形成事業の推進。
- ・山麓山腹の自然とみどりを保全できる都市計画区域の見直しと支援策。
- ・若者ファミリー層の定着促進、空き家住宅の活用方法の検討と具体化。
- ・安心できる福祉（高齢者・障害者）に配慮した住まい・住環境創造の検討と推進。
- ・快適な居住環境を保全する建築物高さと容積率の再検討、居住空間の保全。

5. まちづくりの効果

- (1) 地区協定、建築協定などの指定が進み、地域の特性を生かした住環境が守られています。
- (2) まちなみ・やまなみ景観にふさわしくない開発や建築物が抑制され、美しい住環境が保全されています。
- (3) 若者ファミリーや高齢者・障害者の生活スタイルに合わせ安心して、快適な箕面で住まい続けています。

1. めざす姿

自然環境と共生し観光を持続しているまち

箕面の自然と観光が多くの人に認められています。

サンショウウオやホタル、チョウなど昆虫の生息と森林育成が進んでいます。

豊かな緑と溪流の保全・再生で“森を「宝の山」として”観光資源に活用しています。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
観光客数	116.7万人	増加	130万人
内外国人観光客数	未調査	増加	20%増

3. 現状と課題

人びとの観光の楽しみ方は「通過・消費型」「飲食・宴会を楽しむ」観光から、近年、「触れ合い型」「癒し型」「滞在型」「地域文化を観る」などの観光へと変化しております。それにふさわしい魅力ある観光への取組が必要です。

そのため、各観光地では自然、や まち の歴史や文化など、その地域の特性を活かした素朴で安らぎのある新たな魅力の創出などに向けて、努力している自治体も多くあります。箕面市には豊かな山の自然環境と豊富な野生生物やめずらしい植物もあります。天然記念物ニホンザルの安定的な保護や、自然環境開発を調整制御し、豊かな緑と溪流の保全・再生プランでサンショウウオやホタルなど、昆虫の生息を図ります。さらに、外来生物捕獲防除対策（05年外来生物法 施行）も推進します。

レクリエーションの多様化に伴って、健康型、癒し型、スポーツ型レクの空間や施設は、その特徴に応じて環境にも配慮されて配置され、景観資源の維持保全と施設の利用指導など大阪府とも連携して進めます。国定公園のいたんだ資源価値を再生し、観光客を増やす上で、それぞれの施設の性格に対応して、充実を図ることも必要です。そのためには観光特区申請も検討します。ビクターセンターをはじめ既設の自然案内機能の一層の充実、観光情報のネットワーク化などの推進も実施します。市民が主体となった観光受入体制の充実へ取組を進めます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・天然記念物ニホンザルの「個体数管理」「生息環境管理」と被害防除策をすすめ安定的な保護。
- ・ホタル、チョウなど昆虫の棲息も含めた、保全再生プラン、体験観光ツアー。

NPO 例；箕面ほたるを守る会。各河川アドプト 等他拡大増強支援

(2) 市民等・行政が協働して取り組むこと

- ・ 河畔ホテル再生保護 「ホテル条例」策定(05 案検討経緯あり)
- ・ 観光情報の総合的な蓄積や発信。
- ・ 観光協会の機能を充実し、観光客の受け入れ体制を強化する。
- ・ 観光をすすめ、地場産業の連携の充実。
- ・ 中心市街地の活性化に向けた官民一体による取り組みの推進。

(3) 行政が取り組むこと

- ・ 観光特区を進め、観光産業をすすめる、観光資源の活用や保全。
- ・ 観光サインや案内板などの整備。
- ・ 観光振興に向けた人材や施設の活用。
- ・ ニホンザル：箕面山猿保護管理委員会による保護管理継続。
- ・ 教育委員会などが配布している 箕面滝観光客等への配布チラシ“サルへ・・・食べ物をみせないで、食べ物を与えないで、近寄らないで” 継続。
- ・ 学識関係者との連携でサル群れの山域移動。サル野生保護成功モデル目標とする。

5. 主要な取組み

箕面山を観光特区に！

【箕面山の現況】

箕面市の南部は、大阪都市圏のベッドタウンとして、閑静な住宅地が広がっている。中部・北部の山地は、市の面積の3分の2を占めており、豊かな自然環境を有している反面、自然公園法や文化財保護法による規制により、地域振興のための有効な土地利用に支障が生じて、山全体に元気がなくなってきており、観光客も停滞傾向にある。

箕面の豊かな自然と伝統ある温泉という資源を活かし、自然とアートの観光地づくりの推進や遊休施設の転活用の促進などを行うことにより、新しい魅力付けを行い、観光客数の回復をはかるとともに、箕面を新たなブランドとして再生をはかっていきます。

そのために、この地域特性を活かして、一層の活性化を図るため、家族や青少年、シニア世代に、四季の変化に応じた自然体験メニューを提供し、都市と里山の交流の拠点作りを行うことにより、グリーンツーリズムによる都市住民との交流を推進し、停滞している観光客数の回復を図り、自然の中での芸術創作活動「箕面芸術村構想」を推進し、健康保養地という新たな魅力づけを行うため規制の緩和が必要である。

【特区の概要】

特区の内容としては、

国定公園における自然を活用した催しの容易化

国定公園等のエリアで、音楽イベントを行う際のステージの設置や彫刻展開催時の作品の展示、またそれらのイベントに伴う告知看板等を立てる場合には、従来は、都道府県知事の許可が必要でした。許可書作成には多くの時間と事務作業を伴い、それらが国立公園等においてイベント等を開催する意欲を減退させていたことは否めません。特区として認定を受け

ることにより、許可が届出にかわり、時間や事務作業が軽減されることは、音楽や芸術関連のイベントを開催する大きな引き金になるものと思われます。

民間所有の遊休施設の賃貸借の容認

昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、それらが所有・運営する保養所の閉鎖が相次いでおりますが、他に賃貸し、転活用をはかることがスムーズに出来ていません。企業が所有する遊休施設について、今後観光振興や国定公園の保全に役立たせるためにもこのような遊休施設の転用を行えるように進めていくことが必要と考えます。

6. まちづくりの効果

野生生物の被害抑制を図りながら保護共生された自然体験（観光）が活発になり、箕面の良さを生かしたまちづくりに寄与します。

1. めざす姿

住民の、住民による、住民のための地域まちづくりが進んだまち
 （小学校区を標準エリアとした複合型地域コミュニティが発展したまち）

自治会活動が活力を取り戻し、隣人どうしのおつきあいや助け合いの輪が広がります。
 地域と行政の新しい役割分担が定着し、地域の課題は地域コミュニティの各団体が協力して解決します。地域と行政の協働、地域間の連携や協働も盛んに行われます。
 地域のビジョンや地域まちづくり計画も新しい地域コミュニティで策定するなど、地域主導で分権型地域自治が進んでいます。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
地域の人との交流割合	21%	30%	40%
自治会組織化率	54%	65%	75%
自主安全組織率（防火・防災・防犯）	未調査	100%	100%
地域子育て委員会組織率	0%	100%	100%
アドプト制度カバー率	未調査	70%	90%
地域計画策定率	0%	100%	100%
地域コミュニティ予算適応率	0%	100%	100%

3. 現状と課題

阪神淡路大震災後、「地域コミュニティの再生」の重要性が叫ばれ久しくなりますが、箕面においては、地域でさまざまな役割を担っている住民の努力にもかかわらず、地域コミュニティ再生は軌道に乗るには至っていません。今後、少子高齢化が進み、行財政改革が進む中、コミュニティ再生を軌道に乗せることが急がれます。

地域コミュニティでは、住民の自治会離れ・地域離れが進む一方、従来から地域の公共を支えてきた各種住民団体の組織活動に加え、地域ボランティアなどの住民の自主的活動が芽生え、広がり始めてきています。しかし、コミュニティ形成が進んでいる小学校区においても、それら各団体の役割・活動を“地域全体の視点”で調整する問題意識や機能・機関を欠いており、その結果、団体間の活動の重複や災害時の備え不足をはじめ、重要な地域課題を解決しないままにしてきました。このことは、部門別縦割りの箕面市の地域行政に深く関連しており、コミュニティ再生を今日まで遅らせてきた原因でもあります。地域と行政の関係を総合的に洗い直し、今後の地域コミュニティ再生の方向を策定することが求められます。

そこで、「自分たちのまちは、自分たちで住みよいまち、元気なまちにしていく」という地域住民自治の理念に基づく「新生コミュニティ」を構築する必要があります。箕面市では、各小学校区を標準区域単位とした「地域住民自治」の制度化を目指して再生することが妥当です。同時

に、これからの地域が担う「自助・共助・公助」の枠組みを市民主体で構築し、新しい「地域と行政」の関係をつくりあげることが大切です。

この「新生コミュニティ」は、同じ地域内に、自治会が担う「隣人どうしの輪を広げるコミュニティ」と、地域のすべての住民・団体・事業所などが参加する「地域まちづくりを進めるコミュニティ」の2種の役割の異なったコミュニティ領域を組み合わせる「複合型地域コミュニティ構想」(2層構造型コミュニティ)という発想が、箕面の現状に沿うものでしょう。2種のコミュニティ領域が分担効果を挙げながら融合するための組織(〇〇地区コミュニティ協議会(仮称))や制度を構築するとともに、市の地域行政運営体制を、地域主導に対応する新たな仕組みに改めていくことが肝要です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・安心・安全・便利・快適な生活環境を守り、創るのは地域住民が担っていることや、住民間の共助の大切さや公共への感謝など認識しあう。
- ・地域の諸団体の活動に関心を持ち、知ること・言うこと・参加することに努める。
- ・自治会組織率の向上に地域を挙げて取り組む。
- ・自治会活動活性化に地域を挙げて取り組む。
- ・各種団体は、地域の中の1団体であることを自覚し、地域内協調・連携を行う。
- ・各種団体は、他地域同種団体だけでなくNPOなどとも連携を強める。また問題解決には、行政だけでなく、NPOなどの協力を得て押し進める。
- ・各種団体は、連合して「複合型地域コミュニティ」づくりに参画する。また地域人材発掘にあたる。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・「複合型地域コミュニティ」の総合的な運営の仕組みを開発する。
- ・「地域まちづくり条例」(仮)の原案を作成する。
- ・「地域が担うこと」「協働で進めること」「行政が担うこと」を分野別に定める。

(3) 行政が取り組むこと

- ・「複合型地域コミュニティ構想」を行政の重要課題として位置づけ、研究・開発・条件整備、同意形成・調整・導入・定着を総合的に進めるための行政・地域の組織体制を設計、整備する。
- ・地域への各分野縦割りから地域単位型への行政運営手法のシフト転換、個別市民団体への助成・補助・委託の協働事業主義への転換や、地域コミュニティ予算制度などの支援方法の抜本の見直し、整合性のある行政と地域の計画管理、条例による運営基盤整備等、大幅な行政運営の改革や、基盤条件整備を行う。
- ・着実な導入を視野に、長期的な開発ロードマップにより計画管理を行う。

5. 主要な取り組み

(1) 「みのお地域住民自治プラン 2020」(複合型コミュニティ構想の仕組みづくり)

地域経営の最重要課題として、「複合型コミュニティ構想」の構築に、行政・市民(地域団体)挙げて取り組む。そのため、市長直轄の「地域自治総合推進本部」を設け、市民(地域団体など)や社会開発の専門家が参画により、総合的な構築・推進プログラムを策定のうえ、「行政と地域との役割分担のあり方」「地域コミュニティ協議会のあり方(機能・組織・運営)」、「縦割り地域行政の総合的見直し」、「地域自治運営のしくみ」「地域予算制度(地域交付金制度)」など、新しいしくみづくりを構築する。導入に当たっては「地域別ロードマップ」を作成し、地域合意形成のもとでの早期実現を図る。

行政の総合的な推進体制

市長直轄の総合推進組織を設置するとともに「公益市民活動推進委員会」(既存)、「地域コミュニティ行政改革会議(行政内)」「地域コミュニティ機構構築会議(市民協働)」等総合的な構築態勢をしく。

複合型地域コミュニティ

小学校区を標準エリアに、「地域コミュニティ協議会」(仮)を新設する。地域内の広域的機能、各団体への補完的機能、調整機能を担い、行政との地域総合窓口にあたる。その構成主体は、地域住民・事業所とし、運営機関として、自治会、各種制度団体、ボランティア団体、地区まちづくり協議会、地域にある公益・公共機関、住民希望者からなる組織を設ける。運営規約、資金、事務局のあり方を検討する。

(2) 地域まちづくり条例

地域コミュニティのあり方・ルールを定める条例を制定する。(自治基本条例を早期に制定する場合、住民地域自治項目を設け一体化する)

(3) 人材発掘

各地域で地域人材の発掘に努めるとともに、行政は「市民大学」「講演会」「先行事例発表」等の学習機会の拡充、広報等の強化を図り、人材養成にあたる。

(4) 自治会における住民ふれあい活動促進

先行事例(含む全国各地)の情報交流促進、広報、研究等、協働で行う。('ふれあいDAY」「隣人祭り」等の開催の検討を含む)

6. まちづくりの効果

(1) 市民主体の地域まちづくり態勢の整備

地域と行政の役割分担や協働のあり方が新たにルール化され、多様な住民の地域参加により、地域住民ニーズ・意向の市政反映や、地域意識の転換が進みます。

(2) 効率的できめ細かい地域まちづくりの推進

防犯・防災・福祉・子育て・教育・環境・交通・道路など地域課題に対して、共助を基盤とした、効率的できめ細かい住民公益活動が行き届くようになります。

1. めざす姿

NPO等市民があらたな公共を生み出すまち

多くの市民が公益市民活動団体や各施設でボランティア活動に参加し、また資金や技能知識も提供しています。

公益市民団体の組織力が強まり、自主事業や行政との協働事業が活発に行われ、公共における役割を広げています。地域コミュニティや事業者との連携も進んでいます。

公益市民団体の「分野別ネットワーク」が進み、行政の政策形成や施策実施の参加の機会が増加しています。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
市民の公益市民活動参加者率（13歳以上）	未調査	5%	8%
市民の資金による公益市民活動支援額	未調査	1,500万円	3,000万円
市民の技能・知識関連人材登録数	800人	1,000人	1,200人
NPO法人事業者数	26団体	40団体	50団体
「分野別ネットワーク」参加団体数	0団体	200団体	300団体
新規コミュニティビジネス起業数	未調査	5件	10件
新規協働フロンティア事業数	2件	5件	10件
行政との協働事業規模	9千万円	15千万円	30千万円
「分野別ネットワーク」からの政策提案数	0件	10件	15件

3. 現状と課題

箕面では、近年、NPO／ボランティア団体（以下公益市民活動団体）による数多くの市民活動の輪が広がり、公共サービスのいろいろな分野で、行政サービス等の隙間や不足を補ってきました。その多くは「草の根市民活動」ですが、まちのいたる所での小規模な公益活動を担っている良さがある反面、各団体の活動の発展性や、専門性・組織力を必要とする事業への対応に、総じて弱みを持っています。また、各団体のネットワークを広げることによる、協業・協働の取り組みも一部にとどまり、連携効果を十分発揮するまでに至っていないなど、公益市民活動が発達してきた箕面とはいえ、まだまだ成長段階であり、更なる発展が望まれています。

そこで、箕面の公益市民活動団体の次なる成長過程は、「総合力の向上」が最重要の課題と考えます。そのため、公益市民活動が多くの市民になじみ、地域社会で広がりをもつ風土が重要です。「市民による市民が支える公益市民活動団体」として、若者や働き盛りの人たちも含めて全ての市民が労力・時間・知識・技能・資金など多様な形で”市民共助“を実践できる仕組みが、箕面に根つき発展していくことが肝要です。

公益市民活動団体が各団体の主体性や自立性に軸足をおきながら、活動の総合力を発揮するネ

ネットワークづくりが急がれます。すべての公益市民活動団体の（公益法人等を含む）「分野別のネットワーク」を強めることにより、複数団体での協業や協働事業の推進、幅広い各種団体との連携、行政への政策提言など、公共への新たな貢献領域を広げることが必要です。また、地域活動をする公益市民活動団体が、地域コミュニティの一員として地域密着度を深めることをはじめ「地域コミュニティとのネットワーク」を強めることが、市民団体協働による多様なまちづくりの機会を大きく広げます。

さらに、公益市民活動団体による公共を創造のための新たな開発手法の導入が必要です。行政との協働事業開発を現状の「個別団体の事業提案型」にとどめることなく、市民の提言を活かす方法や、複数団体によるプロジェクト開発、協働事業者の公募、全国のいろいろな機能や資金を箕面に集めるしくみ、コミュニティビジネス起業か推進手法など“箕面の公共を創造する開発力”を、行政と公益市民活動団体が連携し高めることが求められます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・ NPO等市民活動団体のエンパワーメント
NPOの公共サービスの質・内容をより充実していくために、事業遂行の専門的能力・情報や組織運営マネジメント力を高める。
- ・ NPO等市民活動団体の組織化・ネットワーク化
NPO登録促進を図るとともに、分野別ネットワーク化を進める。各団体の支援、新規公益活動の機会拡大や情報一元化・公開を推進する。そのため、広域機能・補完機能・調整機能を担うNPO等市民活動団体のアソシエーションの整備も視野に入る。
- ・ 地域コミュニティ・市民各種サークル団体との連携
地域コミュニティとの活動連携や資源交流を進める。また市民各種サークル団体の公益活動参加を広める。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ 行政業務の委託・移管、協働フロンティア事業の推進
過去から行ってきた行政サービスを見直し、委託・移管を計画的に進める。また、未開発分野のさまざまな公共課題について「次期総合計画」に織り込み、コミュニティビジネス化をも視野に入れた事業開発に双方積極的に取り組む。
- ・ 協働の評価指標
協働事業の効果・効率をみる評価尺度の指標化・計量化をすすめ、客観的に総合評価ができる土壌をつくる。
- ・ 分野別の公共課題の共有化と市政参画
行政各部門と同一分野の公益市民団体が、双方の立場や強点・弱点の理解を深め、信頼を高めながら、公共サービスの効率的な提供や新たな開発につなげるために、地域社会における公共課題の共有化を図る。また、公益市民団体の持つ専門的な情報や活動力を、市政の政策や計画に活かせるように発展させるための仕組みを整える。

・「みのお市民社会ビジョン 2020」(仮)の策定

今までの進化過程や課題等地域社会の発展を総括し、市民主体の地域経営の観点から、当提言内容を基に、幅広い英知を結集した「発展のための青写真」を構築する。(下記主な取り組みに補足記述)

・人財・情報・資金のファンド化

市民が市民を支える仕組みとして、人財、情報、資金等活動資源を、市民(事業者含む)行政、企業・大学等との関係を強めファンド化を協働開発で進める。(下記主な取り組みに補足記述)

(3) 行政が取り組むこと

・NPO等市民活動団体発展のための総合的な行政支援

新たな機能、機関や制度設計に伴う行政支援を行い、新しい仕組み運営を支える。

・NPO等市民活動団体の市政参画機会の拡大

分野別市政政策や施策に、積極的に参画機会を拡大する。

・パートナーシップ推進員制度や協働推進連絡会の強化推進

各課を超えて横断的に結ぶパートナーシップ推進員制度や協働推進連絡会を、協働の現場での課題点の明確化や、課題解決を早めるため、早期定着化する。

5. 主要な取り組み

(1) 「みのお市民社会ビジョン 2020」策定

箕面市における公益市民活動の「次なる発展のための青写真」を描き、行政、公益市民活動団体の役割分担を整理し計画的に協働していくため、市民会議提言内容を基にした「みのお市民社会ビジョン 2020」を策定する。協働で策定を進める体制は、「非営利公益市民活動促進委員会」(既存)はじめ、社会開発の専門家や、市民、公益市民活動団体、公益法人、各種協会が幅広く参画する各種立案機関の新設をも含めて整える。またその内容には、特に市民公益活動団体の総合力を高める中核機能のありようについて、現行の市民活動センター(公設民営)の機能拡大で果たせるのかどうかの検討をも含める。(協会設立の必要性の可否検討)

(2) 市民資金ファンド

市民が箕面の公益市民活動(非営利団体含む)を支えるために提供する資金と、行政が公益市民活動を促進、支援するための資金の両面で、現状の箕面の資金構造や他都市の事例、各種全国規模の基金制度を調査研究し、箕面市に適する新たな市民資金ファンドのシステムを構築する。(運営母体、原資調達、資金運用基準・方法などをおさえた社会制度)なお、市民からの提供資金の拡大が主眼ではあるが、他市で実践している例では、財政からの資金運用の例として、市への市民の寄付と同額を積み上げるマッチングギフト方式や、市の税金の1%をNPOに寄付する仕組み(地域住民自治適応が中心)などがあり、箕面市でも山麓ファンドなどの事例がある。

(3) 市民人材バンク

公益市民活動や地域自治活動を、市民の幅広い技能や知識で支援できるよう、登録システム「市民人材バンク」を創設する。運営は、市民団体が行うが、これまで行政が蓄積してきた人材に関する情報も、可能な限り統合するものとする。

(4) 協働事業評価

協働事業の効果・効率、成果を見る評価尺度の指標化・計量化を進め、客観的な総合評価ができる仕組みをつくる。また公平性・公正性などをも含め、議会や市民がチェックできる仕組みを整える。

(5) 分野別協働事業プラットフォームの開催

分野別の情報・公共課題について意見交換を行い、共有化をはかるため、市民活動団体はもとより、行政なども含めた協働事業プラットフォームを開催し、協働事業の促進、市政への政策参画を進める。

6. まちづくりの効果

- (1) 市民主体の、市民・民間活力の、市民自治の地域社会に進化し、行政の改革も進みます。
- (2) きめ細かい豊かな地域公共や新しい事業が生まれ、まちの活力が増します。
- (3) 市民の地域社会参加・参画により、個の存在価値や役割が増え、交流も進みます。

1. めざす姿

行政と市民がともにまちづくりを進めるまち

行政の政策形成の段階から、施策・事業の実行、評価、改善の段階まで多くの市民が参画し、市民の意思がきめ細かく地域経営に反映されるとともに、多くの市民が公共の担い手としてまちづくりに参加しています。

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
市民参加に関する市民満足度	14%	20%	30%
審議会・委員会等に占める 公募市民委員の比率	12%	20%	30%
各種計画立案時の市民参画	未調査	100%	100%

3. 現状と課題

1997年に「箕面市まちづくり理念条例」及び「箕面市市民参加条例」が制定され、

- (1) 市民がまちづくりの主体である。
- (2) 市の意思形成の段階から市民の意思が反映され、事業実施段階では市民と行政が協働してまちづくりを推進する。
- (3) 市長は市民がまちづくりに参加する機会を提供するとともに必要な行政情報を公開する。等々、他の自治体にさきがけて市民参加、官民協働の推進を謳っています。これまでも両条例の理念に沿ってまちづくりが進められてきましたが、未だに多くの市民にこれらの理念が周知されていない面もあり、またまちづくりに参加できている市民も限られているなど、これらの条例の理念が十分に活かされているとは言えません。

これらの条例の理念に沿って市民主体のまちづくりを推進するためには、市民にもっとわかりやすく情報を提供し、市政に関心を持たせ、市政に関心のある市民を積極的に受け入れ、政策形成の段階から市民の意思をきめ細かく反映させていく必要があります。また、実施段階では市民と行政がそれぞれに果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合わなければなりません。実施された施策や事業に対する評価や改善策の検討にも市民が参画すべきです。

市民も協働の一方の担い手として機能するとともに、行政に依存せずに市民自身でできることは市民が担うという「自助」の精神を理解して行動すべきです。

4. 役割分担

- (1) 市民等が取り組むこと

- ・ 市全体の利益を視野に入れ、市の未来にも責任感を持って、自主的かつ主体的に、また市民どうしが協力し合って積極的にまちづくりに参加する。
- ・ 行政に依存しなくても市民でできることは自助の精神で取り組む。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ 早急に「自治基本条例」を制定する（詳細は提言シート32に掲載）。
- ・ 市民協働で推進すべき事業を、市民や事業者から幅広く募集して増やしていく。
- ・ 市民参加の意義について広く市民に理解されるよう、また市民参加への意欲を高めることができるように行政は広報（プレス発表などを通して一般紙も活用）、教育（参画意識啓発講座やセミナー開催）などに努め、市民もその機会を積極的に利用して、市政に参加する。
- ・ 「まちづくり市民会議」など新たな市民参画の場を行政と市民と協働で作り上げる。

(3) 行政が取り組むこと

- ・ 市民等が地域経営に参加・協働する前提として、全ての行政の情報を公開し、わかりやすく説明するなど行政運営の透明化を進める。但し、個人情報保護は確保しなければならない。
- ・ 政策形成の段階で市民が参加できる機会を増やす。そのために多様な参加制度・参加しやすい環境を整備する。
- ・ まちづくりに重要な影響を及ぼす諸計画の策定・実施・評価・改善、条例の制定・改廃に当たっては、市民が参画する機会を保障する。また、予算策定、行政改革推進、行政評価等にも市民が参画する機会を保障する。
- ・ パブリックコメント制度が本来の機能を果たせるよう、市民への事前説明会、意見提出者に対する事後説明会を開催するなど、制度の充実を図り市民の信頼を高める。
- ・ 多くの審議会、委員会が形骸化しており、実質的な討議があまり見られないので本来の機能が果たせるよう是正する。また、傍聴者の発言も認め、会議録を速やかに（2週間以内）公表する。
- ・ 市民参加の制度は、特定の市民ばかりが参加することにならないよう、特に若い世代や現役世代も参加できるよう配慮する。参加意識を啓発するセミナーなどを開催して、参加する市民の裾野を広げる。

5. まちづくりの効果

市民のニーズや価値観が一層多様化高度化する中で、それらを如何に行政の政策形成や事業実施にきめ細かく反映させ、市民満足度を高めるのか、行政は常にそのことに苦慮していますが、行政の意思決定のあらゆる段階で多くの市民が参加することにより多くの問題が解決します。市長や市議会議員、市職員がすべての市民の意思を把握することは不可能ですので、市民参加の機会を増やして直接市民が発言することにより、市民の意思がこれまで以上に行政に反映されます。また、市民の持つ豊かな知識や社会経験も市の問題解決につながります。

更に、実施段階での市民参加が実施内容を充実させるばかりでなく、行政のコストを引き下げ、財政の健全化に寄与することも可能です。

提言シート(29) 効率よく仕事を進める行政

1. めざす姿

市役所の仕事が効率化され、市民に信頼されるまち

市役所の仕事の効率化が進み、組織、職員がスリム化されます。市民も何でも行政に依存する体質から脱却し、行政が抱える事業、サービスの一部を担います。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
市役所職員数 (病院・水道を除く)	1,031人	900人	800人
	(定年退職者の半数を補充する)		
市役所の仕事に無駄が多いと感じている市民の比率	未調査	20%	10%未満

3. 現状と課題

地方分権一括法の施行をはじめ、国の構造改革等により、地方分権の流れが確実に進みつつあり、自治体の行政の役割はますます重要性を増しています。しかも、地域経営の主体は、依然として行政に委ねられていますので、行政運営に多大なコスト(経費、人員、時間)がかかっています。人件費ばかりではなく扶助費や公債費など市の義務的経費が増大し、市の財政も年々悪化しているのが現状です。こうした自治体環境の変化に柔軟に対応して、市民が担える公共サービス機能は市民に委譲し、行政は地域経営の視点を重視した体質に改革されなければなりません。

また、行政内部に於いても、意思決定に時間を要したり、問題解決にあたって当事者意識が希薄であるなど改善すべき課題も多く、まず職員一人ひとりがコスト意識を持って徹底的に無駄を省き、必要なサービスを効率的に提供するという意識改革が必要です。箕面市は文化施設やスポーツ施設など公共施設が多いこともあって、市民一人当たりの行政職員数は比較的多く、組織を見直したり職員の意識改革を進めてスリム化することが求められています。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・ 地域経営の主体であるべき市民等が行政に関する基本的な事項を自ら学び、「自助・共助・公助」の理念を理解するとともに役割分担に応じて地域経営に参加する意識を高める。
- ・ 行政依存体質から脱却して行政に役割分担以上の仕事をさせないよう自助努力するとともに、責任をもって協働の担い手としての役割を果たす。
- ・ 自治会や市民活動団体は活動内容の充実を図り、公共サービスの担い手としても機能する。
- ・ これまで行政が担ってきた公共の役割を、地域コミュニティや市民活動団体が担えるよう必要に応じて権限の委譲を行政に働きかける。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ 経営改革推進本部の設置（主要な取組み参照）
- ・ 地域経営の主体である市民に、行政のパートナーとして地域経営に参画し機能を果たせる人材が不足しているため、「みのお市民大学」などで市民自治の役割を担える人材を育成する。市民にも専門的能力が求められている。

(3) 行政が取り組むこと

- ・ 行政職員の意識改革を進め、一人ひとりが効率的で質の高い仕事をめざす。そのためにも目標達成度に応じて人事評価をするなど、職員がやる気を起こす仕組みをつくる。
- ・ 行政の組織は、総合計画の目標を達成できる体制にするとともに、市民との協働を進めやすい組織にする。また、縦割りの弊害を排除して、複数の分野にわたる政策に効率よく対応できる組織にする。
- ・ コンプライアンス部門を設置し、法令遵守を堅持できる体制をつくる。
- ・ 少数精鋭の人員体制を構築し、各部門に適正な権限委譲を行うことで責任を明確にする。そのために、業務手順の見直し、標準化及び単純化（庶務事務の電子化等）を行い、核業務以外の業務をできるだけ新たな担い手に任せる。
- ・ 行政が抱える多くの事業の必要性を見極め、市民との役割分担を明確にして、市民が担える事業は市民や民間に委嘱し、行政は行政でなければならない事業や地域経営の視点から重要な事項を担う。
- ・ 公共施設についてもそのあり方から運営形態までを抜本的に見直す。
- ・ 病院、図書館など規模による効果が期待できる事業や、消防等身近な設備が求められるものは広域連携を進める。環境対策等も広域連携によってその実効性を高める。
- ・ これまで行政が担ってきた公共の役割を、地域コミュニティや市民活動団体等が担えるよう必要に応じて権限を委譲し経費を負担する。

5. 主要な取組み

(1) 経営改革推進本部

経営改革を推進する機関として行政内部に経営改革推進本部を設置し、行財政改革や市民協働のあり方など地域の経営の根幹に関わる事項を検討推進する。その付属機関として多くの市民や学識経験者、議員等の参画も得て経営改革推進委員会を置く。これまでも行政改革推進本部や行政評価・改革推進委員会が設置されていたが、委員会の開催頻度が少なく検討課題が限定され、市民も参加していなかったため、市民と協働で経営改革を推進する仕組みを構築する。

6. まちづくりの効果

行政運営の効率化に向けて、市民等と行政が積極的に取り組むことにより、行政コストの削減はもとより職員の意識改革や組織風土の改革にもつながります。また、市民と行政の信頼関係を構築し、透明性の高い行政運営を展開することができます。

更に、市民と行政が適正な役割分担に基づき協働によるまちづくりを進めることで、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することができるのです。

(参考1) 府内主要都市の職員数 (2006年度決算カードより)

	人口 千人	一般職員		技能労務員		教育公務員		消防職員		合計		
		人	人/ 千人	人	人/ 千人	人	人/ 千人	人	人/ 千人	人	人/ 千人	
府内類似都市	箕面市	125	657	5.26	180	1.44	47	0.38	111	0.89	995	7.96
	池田市	101	478	4.73	152	1.50	44	0.44	101	1.00	775	7.67
	羽曳野市	119	482	4.05	46	0.39	49	0.41		0.00	577	4.85
	松原市	127	565	4.45	113	0.89	45	0.35	92	0.72	815	6.42
	河内長野市	117	452	3.86	21	0.18	9	0.08	110	0.94	592	5.06
	富田林市	122	560	4.59	90	0.74	68	0.56	123	1.01	841	6.89
府内周辺都市	大阪市	2,510	14,627	5.83	8,223	3.28	1,996	0.80	3,493	1.39	28,339	11.29
	豊中市	388	1,669	4.30	588	1.52	104	0.27	398	1.03	2,759	7.11
	吹田市	346	1,745	5.04	400	1.16	91	0.26	332	0.96	2,568	7.42
	高槻市	356	1,471	4.13	203	0.57	90	0.25	317	0.89	2,081	5.85
	茨木市	267	1,069	4.00	254	0.95	85	0.32	230	0.86	1,638	6.13
	摂津市	83	381	4.59	138	1.66	31	0.37	92	1.11	642	7.73
	豊能町	25	144	5.76	31	1.24	19	0.76	41	1.64	235	9.40
能勢町	13	83	6.38	13	1.00	4	0.31	12	0.92	112	8.62	

一般職は技能労務員を除く人数。

羽曳野市の消防職員は柏原羽曳野藤井寺消防組合に属している。

1. めざす姿

公共施設や建物を長く快適に使い続けられるまち

公共施設や建物の維持管理が十分に行われ、大切な公共財を長寿命化で安心して快適に使い続けています。

公共財の資産価値を高めるアセットマネジメントを進めています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
安全管理のボランティア活動参加者人数	未調査	増加	増加
施設の長寿命化など学習会回数	0回	増加	増加
安心水準等の管理検討の参加者数	0人	増加	増加
建物や遊具など定期報告率	未調査	向上	向上

3. 現状と課題

近年、建築物や建造物は、耐用年数を迎え大量の老朽・劣化が始まり、更新期を迎え、税金による公共財を大切に、公共財の現価値を最大化し長寿命化を図る“アセットマネジメント”の導入が必要といわれています。

最近、各地で財政難を理由に、公園遊具や建物など公共施設の適切な維持管理が行われなために、事故が繰り返されているとの報道があります。

建物など公共施設は、財政危機を理由に計画補修が遅延されているとその建替えの時期が早まりかねません。特に、公共財の劣化は、三大損傷といわれる「疲労損傷」、「塩害損傷」、「アルカリ骨材反応」が問題です。そのため利用環境や構築時の材料に着目し、損傷を受けた箇所や程度を定期的に点検補修することです。

このような維持補修による長寿命化を図りながら、公共財の現価値を最大化するようなアセットマネジメント戦略と先進的な技術の導入は特に重要です。その科学的な計画に基づく公共財の最適の維持管理を進めることが重要です。

厳しい財政下では、施設の長寿命化により、安全でニーズに応じ得る、公共財を継続して提供することで、市民の理解を得ることが過度な将来負担を抑制するために大切です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・日々変化している遊び場や教育施設の安全管理のボランティアに参加する。
- ・遊具や建築物・建造物をみんなで大切に使う。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・アセットマネジメント戦略を基に、計画的に保守改修計画を立て、推進する。
- ・施設の長寿命化・アセットマネジメント戦略の学習会で、理解向上とニーズを反映する。
- ・建物や遊具などの公共財管理者の「定期報告制度」を推進する。
- ・公共財の安心レベル・安全レベルに関する管理水準の具体的な検討を進める。

(3) 行政が取り組むこと

- ・建造物や建築物の管理台帳を整備し、その最適の維持管理を進める。
- ・公共財の現価値を最大化するようなアセットマネジメント戦略を立案・確立する。
- ・公共財の適正管理に必要な事業を進めるとともに、専門職員の適正配置の説明責任を果たす。
- ・市民の理解とニーズを反映し、遊び場から危険箇所をなくす安全計画を事業推進する。
- ・建物や遊具などの「定期報告」をもとに、アセットマネジメント戦略を充実する。

5 . まちづくりの効果

(1) 安心な遊具や建築物・建造物が大切にされています。

(2) 遊び場の関係者の協働で安全点検・対策が進み、事故ゼロで安心です。

1. めざす姿

市民も行政も財政の健全化に取り組み、子どもの世代に借金を残さない

毎年財政白書が報告されて市民が財政の状況をよく理解しています。

財政の健全化努力が実り、その目標を達成して、次世代に負の遺産を残しません。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
経常収支比率	100.1%	95%	90%
基金残高	165億円	50億円	50億円
市債残高	306億円	200億円	100億円
市税納付率	93.3%	94%	95%

*現状は2007年度決算の速報値

3. 現状と課題

箕面市の財政は、その代表的な指標である経常収支比率が危険ラインと言われる100%(従来は一般に70~80%が健全な水準と言われていますが、全国平均は約90%です)を既に超えており、極めて硬直化しています。しかも、基金残高は年々減少し特例債残高は年々増加しており、バブル崩壊時以降の財政悪化トレンドに未だ歯止めがかかっていません(参考1、2、3参照)。この状況がさらに長期間継続されれば、国から財政健全化計画や財政再生計画の策定を求められるなど、実質的な財政破綻を招く恐れもあります。

この総合計画の対象期間内には財政破綻にまでは至らなくても、財政の健全化施策を徹底しない限り、子どもたちの世代にかかる負担は一層重くなります。財政の健全性を維持向上すること自体が目的ではなく、限定された財源の範囲で、如何に市民ニーズの高い施策やサービスを効率的に実施するかが課題であり、そのための仕組みを構築する必要があります。また、市民も財政の実態をよく理解し、行政とともに健全性の維持向上に努めなければなりません。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・ 財政の現状を正しく理解する。
- ・ 市税、国民健康保険料等を完納する。
- ・ 補助金などの既存制度の見直しを容認し、施設の使用料や証明発行の手数料などにも適正な受益者負担を負う。
- ・ 何でも行政に依存しようとする体質を改める(自助の意識高揚)。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ 財政の健全化に関する条例を制定する（補足1参照）。
- ・ 市民が担える施策や事業は市民に移管または委託する。
- ・ 市民参画による財政健全化の検討（財政健全化委員会、まちづくり市民会議等）。

(3) 行政が取り組むこと

- ・ 市民にわかりやすい財政白書を作成公開し市民が財政の現状を正しく理解できるようにする。
- ・ 市税、国民健康保険料等収納率を向上させる。
- ・ 財政健全化委員会や財政健全化条例を策定する会議等を市民の参加も得て設置、運営する。
- ・ 民間が担える施策や事業を民間に移管または委託する（サービスの質とコストのバランスを考慮する必要がある）。
- ・ 効率的な組織編成、職員の事務能力向上、IT化推進等により組織・要員をスリム化し人件費を抑制する（詳細は提言シート28に掲載）。
- ・ 遊休資産も含めて今ある資源や財産を一層有効に活用する。

5. 個別案件に関する提言

現在財政負担の大きい事業及び対応次第では今後大きな財政負担を伴う事業に対しては次の通り対応します。

(1) 箕面市立病院

地域医療及び救急医療の中核病院として、施設及び機能の維持、充実を続ける必要があるが、独立行政法人化等経営形態の見直し、近隣の自治体病院との連携強化等々の施策により一層の経営効率化を図り、早急に経常黒字化を達成するとともに、一般会計からの繰出し金の削減にも努める。

(2) 箕面森町（箕面市が事業主体の総事業費 9,977 百万円 内箕面市負担 6,272 百万円）

既にまち開きも終わり、公共施設も整備されつつあるので、第2期開発計画地区までは、将来計画人口が達成できるよう魅力あるまちづくりに努める。第3期開発計画地については事業主体である大阪府の対応にも配慮すべきであるが、第1期、第2期開発地区の入居状況を確認の上、環境面への影響も考慮して開発要否を決定すべきである。自然破壊を伴う開発のみが先行して、所期の目標が達成されない開発は許されない。

(3) 彩都（箕面市が事業主体の総事業費 15,399 百万円 内箕面市負担 7,902 百万円）

彩都全体の計画見直しの方向に沿って対応せざるを得ないが、既に宅地造成等開発を進めつつある箕面市域部分については、問題が指摘されている急斜面対策や地盤強化策が事業主体である都市再生機構によってなされることを充分確認の上、所期の居住人口が確保できるよう魅力ある

まちづくりに努める。但し、学校など教育施設や公共下水道等のインフラ整備は必要としても、多額の投資を要する山麓線との連絡道路(都市計画道路国文都市4号線 府道箕面池田線 バイパス取付部)は、彩都周辺の道路事情を充分勘案して慎重に対応すべきであり、その他の関連事業も、開発の進行状況や定住人口の動向を勘案しながら進める必要がある。

(4) 北大阪急行線延伸計画

鉄道建設に対する市民の期待は大きいですが、財政負担も考慮して最も効率的な地域内交通対策を充分検討の上、延伸の要否を見極めるべきである。また、箕面市の負担が総額で一般会計の年間歳出額の20%を超えるような巨額の投資を要する場合や、開通後も鉄道会社の経営状況次第では財政負担を継続する懸念のある運営方式の場合は延伸計画を保留または中止すべきである。

本件は投資額が大きいにもかかわらずその受益者が限定されるので、住民投票などにより市民の意思を公正に確認することも考慮する。

6. まちづくりの効果

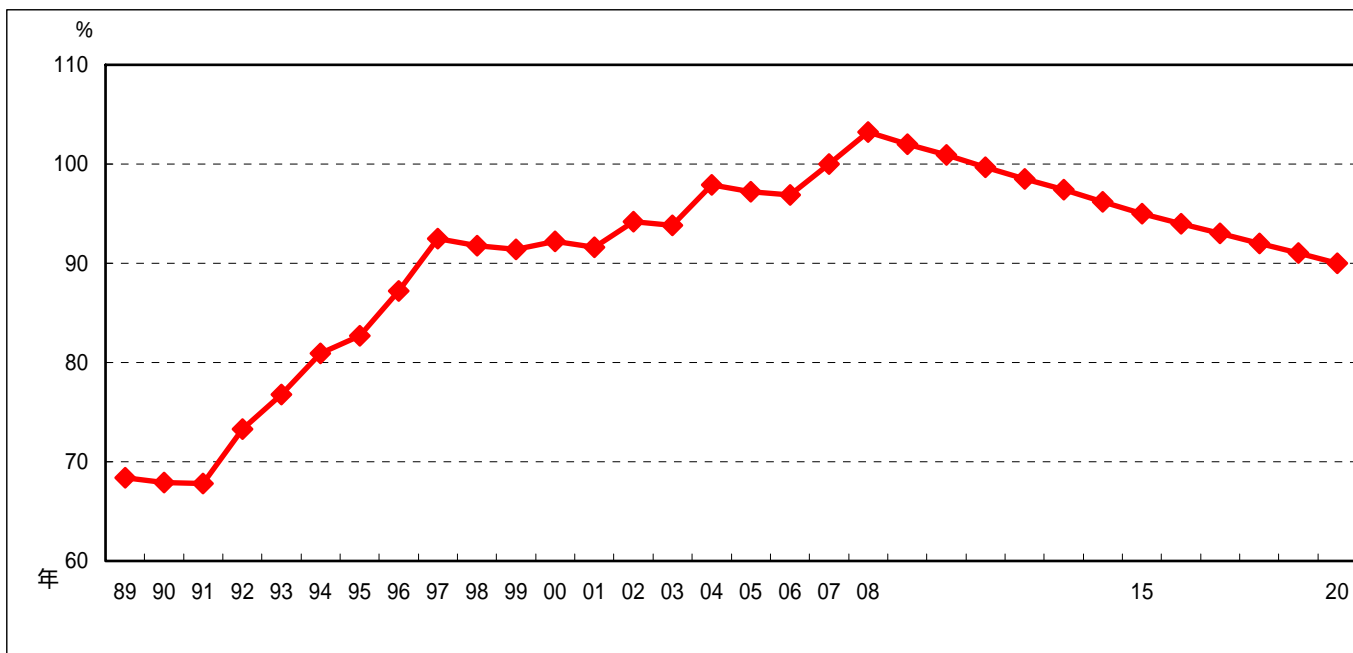
市民が財政の現状と健全化の重要性を充分理解することにより、過大な財政負担を伴う開発を抑制したり、何でも行政に依存しようとする体質を改めることができます。逼迫する財政が健全な状態に戻るにより、市民は安心してこのまちに暮らし続けることができ、元気な“みのお”を子どもたちの世代まで継承していけます。

(補足1) 財政健全化に関する条例で規定すべき事項

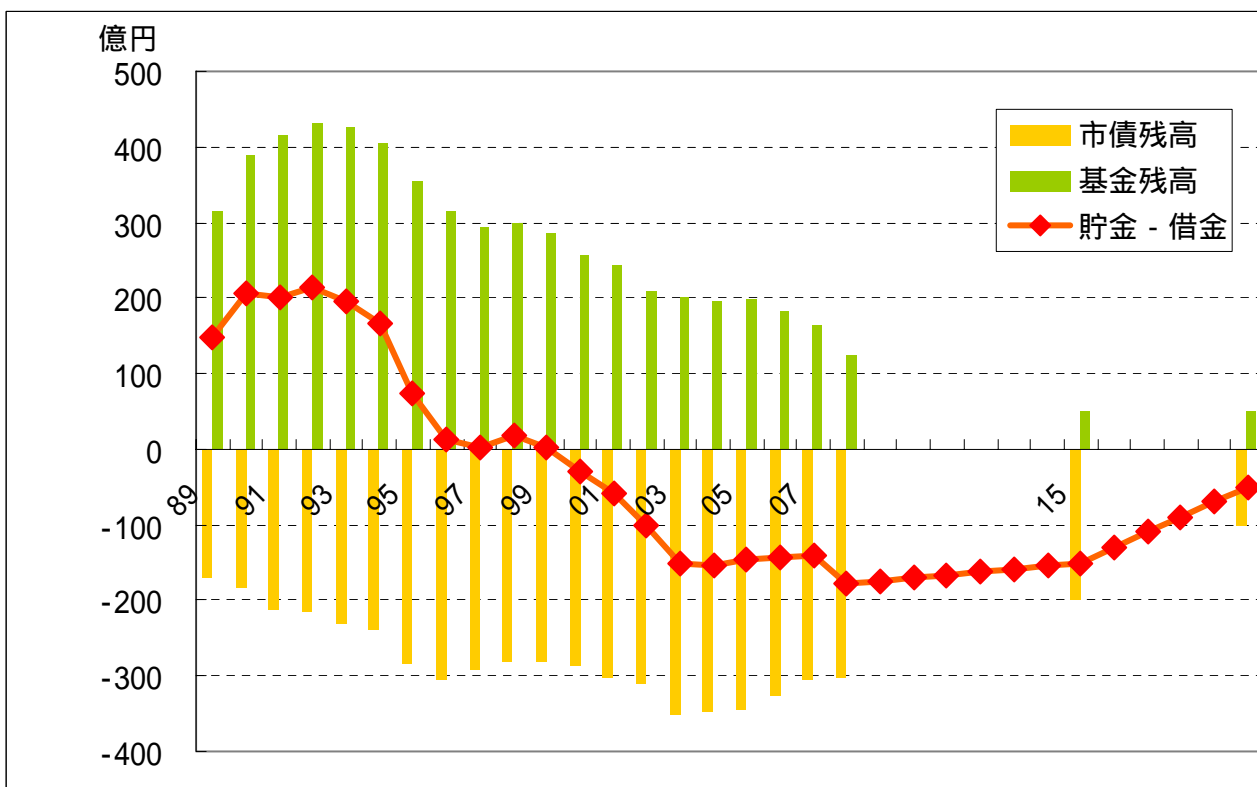
健全な財政運営指針を条例化するに当たっては、市の財政が市民の信託及び負担に基づくものであるとの前提から、行政の担当部署や有識者ばかりでなく多くの市民の参画を得て検討会議を招集し、慎重に原案を検討すべきである。この条例には少なくとも次の事項は包含されなければならない。

- (1) 市は市民と財政情報を共有し、予算、決算、主要な指標等財政に関する情報を市民にわかりやすく公表するなど説明責任を果たすこと。毎年市の「財政白書」を公刊すること。
- (2) 健全な財政運営の推進を図るため有識者及び市民が参画する付属機関(委員会、審議会)を設置すること。
- (3) 財政運営に当たっては次世代に過大な負担を負わさぬよう配慮するなど、将来負担を充分配慮した計画的な財政運営を図ること。
- (4) 総合計画には経常収支比率、実質公債費比率など主要な財政フレームについて健全性が評価できる具体的な基準値を明記すること。また、実施計画には計画期間内の具体的な財政収支計画等を明記すること。
- (5) その他の財政運営の原則、健全性の基準、その基準が総合計画の基準より悪化した場合の対応策など。

(参考1) 経常収支比率



(参考2) 基金残高と市債残高の推移



(参考3) 府内主要都市の2006年度財政指標 (2006年度決算カードより)

	人口	歳出額		経常収支	実質公債	基金	地方債	
		千人	億円	千円/人	比率	費比率	残高	残高
				%	%	億円	億円	
府内類似都市	箕面市	125	387	310	96.9	13.5	181	325
	池田市	101	333	330	101.3	15.0	41	356
	羽曳野市	119	360	303	98.8	13.6	15	479
	松原市	127	356	280	102.4	14.0	16	334
	河内長野市	117	322	275	98.5	13.2	113	383
	富田林市	122	331	271	95.0	7.6	94	240
府内周辺都市	大阪市	2,510	15,876	633	99.7	17.5	725	29,052
	豊中市	388	1,170	302	97.2	13.9	141	1,186
	吹田市	346	1,016	294	93.0	10.7	393	678
	高槻市	356	911	256	91.6	8.2	366	569
	茨木市	267	719	269	88.2	8.2	96	548
	摂津市	83	309	371	95.2	25.7	58	299
	豊能町	25	77	308	97.6	6.3	18	58
	能勢町	13	46	354	85.0	8.2	21	42

経常収支比率の全国市町村平均は90.3%、大阪府市町村平均は97.2%

1. めざす姿

「自治基本条例」の制定

可能な限り速やかに、市民とともに「自治基本条例」を制定し、新しい時代の自治体運営の原則を明らかにします。（「自治基本条例」の内容については（補足1）参照）

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
自治基本条例の制定	未着手	制定済み	
自治基本条例の認知度		50%	80%

市民会議としては次期総合計画の策定と同時に「自治基本条例」が制定され、同条例の内容と整合性のある総合計画が策定されることを提言する。

3. 現状と課題

箕面市では1997年に「箕面市まちづくり理念条例」及び「箕面市市民参加条例」が制定され、既に市民がまちづくりの主体であることを明らかにしていますが、これらの条例制定時には先駆的な意味合いがあったものの、本格的な地方分権時代に入った現時点では残念ながら若干時代遅れの感は免れず、また、必ずしも条例の理念に沿ったまちづくりが進められているとは言いきれません。

既に周辺の自治体をはじめ多くの自治体で「自治基本条例」またはそれに類する条例が制定されつつあり、地方分権時代の自治のあり方や自治体運営に関する理念・原則・制度を明らかにするとともに、まちづくりのための最上位条例として位置付けています。しかし、条例の制定そのものが目的ではなく、市民が求める自治の実現、即ち市民自治の確立が目的です。それにはこれまでのような理念型の条例ではなく、市民をまちづくりの主体として位置づけ、市民参加を基本理念として、これを具体化するための市民の権利や種々の手続きを定めるなど具体的な内容を規定しなければなりません。総合計画の位置づけを明確にし、その実効性を担保する仕組みとしても「自治基本条例」が求められています。また、自治基本条例を策定するための機関を設け、多くの市民も参加してある程度（1年くらい）時間をかけて検討、制定されるべきです。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・ 「自治基本条例」素案策定のための市民主体の検討機関に参加する。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ 「自治基本条例」素案策定のための検討機関を運営し素案を提言する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・ 市長、市議会を含む行政は「自治基本条例」の必要性を理解し、早期制定に努める。
- ・ 「自治基本条例」素案策定のための検討機関を設置し、市民に参加を求める。
- ・ 「自治基本条例」を尊重し、遵守する（形骸化させない）。

5. まちづくりの効果

自治の本来の目的である、市民、行政、議会が力を合わせて、市民主体のめざすべきよりよい地域社会の実現に努めることができる。また、条例によって市民が将来にわたって常に市政に参加し、発言できる体制を次の世代にも持続し、実効性を持ち続けることができる。

(補足1) 自治基本条例で規定すべき事項

- (1) 市民主権の理念で、自治の基本原則、自治の主体のあり方を明らかにする。
- (2) 市民、市議会及び行政が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力する協働の原則を定める。
- (3) 自己決定、自己責任による自立した自治体運営の実現、元気な地域社会の創造をめざす。
- (4) 情報公開（市民は市政情報を知る権利がある）や情報共有に関する事項。
- (5) パブリックコメントや住民投票などの制度に関する規定と位置づけ。
- (6) 総合計画の位置づけや評価のあり方。
- (7) 市民の権利と責務、議会、市長、行政機関などの責務などを明記。特に、効率的でわかりやすく透明な行政、市民に開かれた議会。
- (8) 地域コミュニティの自主性及び自立性の尊重。

1. めざす姿

市民と地域社会をつなぐ地域情報システムが進んでいるまち

ウェブサイトによる情報提供のステーション化が進み、市民の「地域社会を知る・知ってもらう・地域社会でつながる」情報基盤が整っています。

緊急時の情報交信システムが整備され、市民の安全・安心が確保されています。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
「地域コミュニティネット」サイト登録団体率		60%	90%
「NPOポータルサイト」登録団体率		60%	90%
地震予知設備設置率(商業施設等を含む)	未調査	80%	90%

3. 現状と課題

近年、ICT革新による社会の情報システムが急速に進化し、携帯電話・メール・インターネットが普及するなど、市民の生活を大きく変えてきました。また2011年には完全に地上デジタル放送に切り替わり、多様なサービスがひろがる「放送・通信のデジタル化社会」になります。広域的な情報流通がさらに進む中で、地域社会の情報流通が取り残される危惧さえあります。

本格的な「放送・通信のデジタル化社会」を迎え、ますます進化し普及していくウェブサイトの箕面市の活用の現状は、行政をはじめ市民活動団体、事業所、施設等が単独活用する範囲であり、地域情報としての総合化や、他の先進都市で見られる地域社会の中をつなぐ道具としての積極活用がされておらず、有効な活用機会を逃しています。

市民が、地域社会の情報を得たり、情報を発信したりする交信手段はウェブサイトだけではありませんが、交信対象者や情報量が大量に時間空間をこえて交信できる有効な情報交流ツールであり、安価な伝達手段である魅力的な道具です。それゆえ、市民が身近な地域情報に接し、相互のコミュニケーションを促進するため、行政情報サイトを中核に市民活動団体・機関などとのサイトの相互リンク化や、先進都市で実施されている地域コミュニティや市民活動団体の新規ポータルサイトなどの前向きな活用が、大きな効果につながると考えます。

また、様々な緊急事態に的確に対応できる情報交信を確保することが重要です。特に地震災害の予報・避難誘導・救済・避難生活ガイド等の万全な情報交信網を、多様な情報化の時代を迎え見直す必要があります。全国の予知情報システムの公共施設への導入をはじめ、携帯電話やエリア限定放送・ATMの活用など検討材料です。同時に、市民個人の緊急事態、たとえば山間部での事故・事件、自宅介護を必要とする高齢者などの救急介護管理等、一人ひとりの市民をきめ細かく守るための情報システムの拡充が必要です。

同時に、放送媒体の有効性や広域連合などの検討が必要になっており、行政情報の今後のあり方を含む、「地域社会の情報システム」を総合的に設計することが急がれています。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・自主的なシステム開発とリンク化

独自のウェブサイト等の開設は継続的に行うとともに、相互のリンク化を進める。

- ・新規開設情報システムへの積極参加

市民活動団体、サークル団体等は、新規開設ポータルサイトなどのネット化に参加登録する。同様に、市民はポータルサイトなどに積極的に参加登録し、活用する。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・地域コミュニティ情報ネットの新設

各地域コミュニティ協議会(仮)単位に、ウェブサイトを使った「地域コミュニティネット」を、開発・整備します。公益市民活動団体を主体とする「市民活動ポータルサイト」とリンク化した、総合システムを整える。

- ・市民活動ポータルサイトの新設

地域社会の情報化の一環として、NPO/ボランティア団体等の「市民活動ポータルサイト」を設け、情報受発信・交流を進める。

- ・箕面情報総合ネット(行政情報と市民情報のサイトリンク化と総合ネット化)

「箕面市HP」と市民活動団体等の各種HP・サイトをリンク化するとともに、新設の「地域コミュニティ情報ネット」や「市民活動ポータルサイト」とリンクした「箕面情報総合ネット」を整備する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・「箕面市地域情報ネットワーク推進計画」の策定

行政情報と市民活動情報、通常時と緊急時などを含む箕面の地域社会情報の総合プランを、市民参画により策定し、市民と行政を含む箕面の地域社会のつながりを高める情報基盤を総合的に構築します。システム開発、導入・運営に当たっては、市民協働で取組み、市民活動の情報システムの運営を支援する。

- ・行政・議会の情報開示の拡大

議会のインターネット放送はじめ、公開コンテンツの拡大を図る。

- ・放送メディア等の媒体の再検討

ラジオ・有線TVなど地域活用性の強い放送メディアや、携帯電話・メールの活用について、その効果と費用の検討なども含み、総合的に見直す。

- ・緊急時情報交信の見直し

自然災害時だけではなく、個人緊急交信のいろいろなケースを洗い出し再整備する。

5. まちづくりの効果

地域のネット、市民活動のネット、行政のネット等が各々リンクし、ウェブサイトでの地域社会の情報ネットの総合化が進みます。市民が箕面の情報を身近に接することができるとともに、有事の場合にも情報を得られる地域社会の情報インフラが進展します。また、受け手だけではなく、発信者として地域社会に参加し、新たな地域の交流を促進するようにもなります。

指標リスト

目標1 安全・安心でみんがいきいき暮らすまち

指標名	単位	直近年度	直近値	2015年	2020年	目標値の算出式 (2015年)	目標値の算出式 (2020年)	この指標を用いる意義 (このようなことを現しています)	指標の定義・出所	直近値の算出式等
提言シート(1)「健康都市みのお」運動の展開										
「健康診査」を受けている市民の割合	%		未調査	80	80以上	国目標値	政策目標値	健康に関心のある市民の割合	アンケート調査を実施して把握 健康増進課	
生活機能評価受診率	%	2007	41.2	45	50	政策目標値	同左	介護に関心のある市民の割合	高齢福祉課	
日常生活で“健康づくり”に取り組んでいる市民の割合	%		未調査	調査後設定	同左			日常健康づくり活動をする市民の割合	アンケート調査を実施して把握	
介護予防活動を日常生活で実施する介護予防特定高齢者の割合	%		未調査	調査後設定	同左			日常介護予防活動をする市民の割合	同上	
65歳以降初めて要支援・介護認定を受けるまでの平均期間(高齢者の健康寿命)	年	2008	男:16.3 女:17.5	増加	同左			真面目市民の健康寿命の指標	高齢福祉課	
提言シート(2)信頼される医療サービス供給体制										
「かかりつけ医」を持つ市民の割合	%	2007	69	80	90	政策目標値	同左	病診間役割分担の進捗度合い	市民満足度アンケート	
市立病院の時間外診療における入院を必要としない診療件数の比率	%	2006	91.8	減少	同左			市立病院勤務医の労働条件改善 (コンビニ受診でない割合の類推)	市勢年鑑	
市立病院の経常収支比率	%	2006	90.4	100	100	政策目標値	同左	市立病院の経営改革進捗度	総務省 「公立病院改革ガイドライン」 市立病院	(医業収益+医業外収益) / (医業費用+医業外費用) × 100 (総務省「地方公営企業決算状況調査による算定方式」)
市立病院の受診者の満足度(どちらかといえば満足以上)(外来)	%	2007	44.2	60	70	傾向値	同左	市立病院の信頼性の改善度	市民満足度アンケート	
市立病院の受診者の満足度(どちらかといえば満足以上)(救急外来)	%	2007	41.5	50	60	傾向値	同左	市立病院の信頼性の改善度	市民満足度アンケート	
市立病院の受診者の満足度(どちらかといえば満足以上)(入院)	%	2007	59.5	70	80	傾向値	同左	市立病院の信頼性の改善度	市民満足度アンケート	
提言シート(3) 介護とうまくつきあう										
高齢者に占める要支援・要介護認定を受けた人の割合	%	2007	15.1	20	20	厚労省算定式	政策目標値	介護サービスを利用する高齢者の割合	第3期高齢者保健福祉計画	
介護施設利用待機者数(特別養護老人ホーム)	人	2007	173	150	100	政策目標値	同左	社会の介護施設サービス利用要請の 度合い	高齢福祉課	
介護施設利用待機者数(老人保健施設)	人	2008	81	20	15	政策目標値	同左	同上	同上	
介護施設利用待機者数(グループホーム)	人	2008	12	3	2	政策目標値	同左	同上	同上	
介護サービスに「どちらかといえば満足」以上の割合	%	2007	12.3	25	50	政策目標値	同左	介護サービスの質の改善度合い	市民満足度アンケート	

提言シート(4) 障害者市民がいきいき暮らすまち

障害者市民の参加に配慮した催しの数(要約筆記)	件	2007	30	80	110	要約筆記 毎年6件増	同左	ソフト面でのバリアフリー社会の実現	箕面市障書福祉課
障害者市民の参加に配慮した催しの数(手話)	件	2007	24	65	90	手話 毎年5件増	同左	同上	同上
ノンストップバス導入市補助分累計台数	台	2006	6	15	20	毎年1台増	同左	ハード面でのバリアフリー社会の実現	箕面市Nプラン
障害者市民の地域社会参加度「この1年間に障害者市民と共に行動・活動したことがある市民」の比率	%		未調査	調査後設定	同左	よくある・たまにあるの構成比をそれぞれ5%上昇させる	同左	障害者市民の地域社会参加度	アンケート調査を実施して把握(市民満足度調査)
箕面市内における法内施設での障害者一人当たりの平均月工賃	円	2007	11,767	20,000	30,000	5年間で倍増	同左	重度障害者市民の働くことでの所得	大阪府障がい保健福祉室
知的障害者、精神障害者を対象としたグループホーム、ケアホーム入居者数	人	2006	72	130	160	1箇所(6人)増/年	同左	障害者市民の地域での自立生活の進展度	箕面市Nプラン

提言シート(5) 地震に強い安全なまちづくり

地震等の災害対策をとっている市民の割合	%	2006	47.4	向上	同左			市民の防災意識の向上度合い	市民満足度アンケート調査
自主防災組織の組織率	%	2006	23.9	向上	同左			市民の防災意識の向上度合い	箕面市行政評価調査
市民の防災訓練参加割合	%	2006	11.8	向上	同左			市民の防災意識の向上度合い	市民満足度アンケート調査
ライフラインの耐震化率	%		未調査	向上	同左			ライフラインの耐震化の促進	箕面市行政評価調査
建造物の耐震化率	%		未調査	向上	同左			建造物の耐震化の促進	箕面市行政評価調査
建築物の耐震化率	%	2006	75	90	100			建築物の耐震化の促進	箕面市行政評価調査

提言シート(6) 土砂災害や水害から市民を守る防災対策

急傾斜地対策の整備率	%		未調査	向上	同左			土砂災害の未然防止	
保水貯留増で流出係数			未調査	減少	同左			下流域の浸水対策の度合い	
学習交流会の開催回数	回		未調査	向上	同左			自助・共助・公助による防災意識の向上度合い	
溢水地域の改善率	%	2006	93	97	100			河川改修の進捗度	箕面市行政評価調査
雨水利用促進の家	戸		未調査	増加	同左			下流域の浸水対策の度合い	河川改修済み延長 / 河川改修必要延長

提言シート(7) 日常安心して暮らせるまち

地域の自主防災組織加入世帯の割合	%	2007	17.2	100(14)	100	箕面市目標 (14)	同左	市民の防災意識の向上度合い	市民満足度アンケート
市内交通事故件数	件数	2007	861	790	745	04~07傾向線	同左	市民の交通安全意識向上度合い	箕面警察署
耐震化住宅割合	%	2007	74	90	100	政策目標値	期待値	市民の地震対策意識向上の度合い	箕面市耐震改修促進計画
市内窃盗件数(年間)	件数	2006	1,796	減少	減少	期待値	期待値	市内の日常安全度合い	箕面警察署
まちの見守り活動(防犯パトロール活動)	巡回数/週		未調査	調査後設定	同左			地域防犯への市民寄与の度合い	「安全なまちづくり推進協議会」で集計可能な数値

目標2 子どもたちの夢が育つまち

指標名	単位	直近年度	直近値	2015年	2020年	目標値の算出式 (2015年)	目標値の算出式 (2020年)	この指標を用いる意義 (このようなことを現しています)	指標の定義・出所	直近値の算出式等
提言シート(8) 男女協働参画で元気なまち										
市役所における管理監督職の女性比率	%	2007	14.1	20	30	156%/10(算出式) 市目標から推計	期待値	男女協働参画が市役所の先導で進行	箕面市男女協働参画推進計画	
箕面市各種審議会・委員会等の女性委員の比率	%	2007	36.3	45	50	期待値	同左	同上(現審議会等女性比66.7~0%)	箕面市資料と内閣府資料(参考)	
社会の慣習やしきたりなどにおいて男女が平等になっていると思う市民の割合	%	2007	35	40	45	期待値	同左		市民満足度アンケート	
提言シート(9) のびのびと子育てができるまち										
子育てひろばの数	箇所	2008	0	14	28	小学校区数	小学校区数×2	子育て相談の充実	アンケート調査を実施して把握	目標値の算出式は、彩都に完成予定の学校数も含む
子育てひろばの利用者数	人		未調査	増加	増加			子育て相談の充実	新規	公園の面積・設備を考慮必要
子育てに関するイベント	回		未調査	増加	増加			子育て相談の充実	箕面市新こどもプラン	
児童虐待通告件数(人権)	件	2007	35	減少	減少	期待値	期待値	子どもの人権	子ども部家庭相談室	
家事、育児に関する講座に参加する男性の数	人		未調査	増加	増加			父親の育児参加	新規	
保育待機児童数	人	2005	78	0	0	市目標より	市目標より	保育所の充実	箕面市新こどもプラン	
子ども110番設置軒数	軒	2005	649	750	900	1年20軒+	1年30軒+	地域での子どもの見守り	箕面市新こどもプラン	
不審者の声かけ事案数	件		未調査	減少	減少			子どもの見守りの成果	箕面市警察署で把握可能	
子育て情報配信の携帯電話登録者数	人		未調査	増加	増加			子育て情報配信の普及	新規	
提言シート(10) 確かな未来を育てる学校づくり										
少人数学級を全学校学年に導入	%		未調査	60	100	政策目標値	政策目標値	教育の充実	未調査	
ゲストティーチャー、出前講座の授業数	回		未調査	増加	増加			地域力による教育の充実	未調査	
民営委託化された施設の受益者の満足度	%		未調査	100	100	政策目標値	政策目標値	民営化施設の評価	未調査	
学校施設の利用団体数	団体		未調査	増加	増加			地域による学校の利用度	未調査	
小・中学校でのいじめ件数(人権)	件		未調査	減少	減少	期待値	期待値	子どもの人権	未調査	
提言シート(11) いきいきとした子どもたちが育つまち										
小学生の「体力指標」			未調査	上昇	上昇			子どもの体力の現状把握	未調査	
ゲーム機の使用時間	時間/日		未調査	1	1	政策目標値	政策目標値	子どもの使う時間の割合	小学校でアンケートを実施	
パソコン・携帯の有書サイトフィルタの使用割合	%		未調査	100	100	政策目標	政策目標	ネットスクへの対応	アンケート調査を実施して把握	
箕面の山に行った回数	回		未調査	増加	増加			自然と触れ合う回数として	アンケート調査を実施して把握	

提言シート(12) 生涯学び、生涯学習に暮らせるまち

講座受講者数	人	2005	4,225	4,500	5,000	市目標+期待値	上昇	生涯学習の充実度	成果指標一覧
講座受講者の満足度	%		未調査	85	95	政策目標	政策目標	生涯学習の充実度	アンケート調査を実施して把握
市民人材バンクへの登録者数	人	2008	800	1,000	1,200	2020年の数値より調整	市民の1%程度	地域活動の充実度	市民活動センター
市民人材バンク登録者の活動人数	人		未調査	2,000	3,600	登録者数の2倍	1日10人	地域活動の充実度	未調査
文化イベント、施設への入場者数	人		未調査	増加	増加			生涯学習の充実度	未調査
公立図書館貸出冊数(人口1人当たり)	冊	2005	10.1	11	12	平均上昇値+期待値	同左	生涯学習の充実度	市立図書館意見書
学校施設の利用回数	回		未調査	増加	増加			生涯学習の施設利用	未調査

目標3 地球環境さきがけのまち

指標名	単位	直近年度	直近値	2015年	2020年	目標値の算出式 (2015年)	目標値の算出式 (2020年)	この指標を用いる意義 (このようなことを現しています)	指標の定義・出所	直近値の算出式等
提言シート(13) エコライフスタイルで地球環境にやさしいまち										
公共施設から排出される温室効果ガスの量	t	2006	29,603	減少	同左			公共施設から排出される温室効果ガス排出量の抑制	箕面市行政評価調査	
地球環境保全のために意識・行動をしている市民割合	%	2006	44.8	増加	増加			地球環境保全の意識の高揚	箕面市行政評価調査	
省エネ生活CO ₂ 排出率	%		未調査	-10	-20			地球環境に負荷を与えない省エネ生活の導入度合い		最終目標(2050年)はマイナス50%
自然エネルギー利用率(一次エネルギー)	%		未調査	増加	20			地球環境に負荷を与えない自然エネルギーの利用度合い		
提言シート(14) 資源リサイクル・資源循環を進めるまち										
家庭系総排出量	t	2006	27,100	減量	同左			地球環境保全の意識の高揚	箕面市行政評価調査	
1日一人当たり排出量	g	2006	585	減量	同左			地球環境保全の意識の高揚	箕面市行政評価調査	
事業系総排出量	t	2006	18,636	減量	同左			地球環境保全の意識の高揚	箕面市行政評価調査	
ごみリサイクル率	%	2007	17.58	向上	同左			地球環境保全の意識の高揚		
提言シート(15) 人と環境にやさしい公共交通を拡充し利便性を高めるまち										
公共交通市民満足度率	%	2007	13.1	25	40	中間値	政策目標値	公共交通市民満足度	市民満足度アンケート	-
自動車保有台数(世帯あたり)	台	2004	0.89	減少	同左	-	-	CO ₂ 発生源の自動車依存の度合い	調査主体不明、地域経済総覧出典	-
公共交通バス利用者数(一日平均)	人	2006	31,520	40,000	50,000	中間値	政策目標値	CO ₂ を減らす公共交通バスの利用度	箕面市第4次総計実施計画使用の指標	阪急バス + M/バス乗降客数
排ガス負荷の少ない車両率	%		未調査	増加	同左	-	-	自動車のCO ₂ 発生の減少度	新規(アンケートもしくは実査)	エコ車数/保有車両数
カーシェアリング台数	台		未調査	増加	同左	-	-	頻度を減らす自動車利用度	新規(実査)	カーシェアリング事業団体の保有車両数
提言シート(16) 安定した水道供給と環境にやさしい水循環を進めるまち										
配水池耐震化率	%	2006	70	向上	100			地震に強いライフラインの度合い	箕面市行政評価調査	耐震性配水池貯水量/主要配水池貯水量
給配水管耐震化率	%		未調査	向上	同左			地震に強いライフラインの度合い		
直結式給水比率	%	2006	51.1	向上	同左			地震に強いライフラインの度合い	箕面市行政評価調査	直結式給水棟数/貯水槽式給水比率
鉛管給水管取替率	%	2006	63.2	向上	100			地震に強いライフラインの度合い	箕面市行政評価調査	鉛管給水管取替件数/鉛管給水管件数
老朽給水管取替率	%		未調査	向上	同左			地震に強いライフラインの度合い		
水道水の自己水率	%		14	向上	同左			地震に強いライフラインの度合い	経営ビジョン(戦略)の策定に向けた利用者アンケート	
提言シート(17) 安全な水循環型の下水道処理などを進めるまち										
雨水整備率	%	2006	63.5	85	100			浸水対策の進捗度合い	箕面市行政評価調査	整備面積/下水道法認可面積(平成17年度末認可面積ベース)
時間50mm雨水整備率	%		未調査	向上	同左			浸水対策の進捗度合い		
侵入水対策率	%	2006	18.6	向上	同左			良好な下水管路の維持管理度合い	箕面市行政評価調査	止水工事施行面積/処理区域面積
水循環による流出率	%		未調査	抑制	同左			下流域の浸水対策の軽減度合い		
耐震補強の進捗率	%		未調査	向上	同左			地震に強いライフラインの度合い		

目標4 「箕面らしさ」を活かすまち

指標名	単位	直近年度	直近値	2015年	2020年	目標値の算出式 (2015年)	目標値の算出式 (2020年)	この指標を用いる意義 (このようなことを現しています)	指標の定義・出所	直近値の算出式等
提言シート(18) みどりと安全を守る計画的な土地利用を進めるまち										
緑化計画の遵守率	%		未調査	100	100			緑化協議にかかるとの遵守度合い		
市街化区域の緑被率	%	2002	30.8	向上	同左			環境にやさしいまちづくり度合い	箕面市みどりの基本計画 (平成14年大阪府資料より)	
提言シート(19) 農業をみんなで支えるまち										
農地面積	ha	2007	220	維持	同左	現状維持	同左	農業振興度		
農業祭参加数	人	2007	2,500	増加	6,000	希望値	同左	農業に対する市民意識度		
地産・地消農産品 流通高	金額		未調査	増加	同左			地産・地消の意識、地場農業の安定度		
提言シート(20) 地域に適した公園の開設で人にやさしいまち										
市民一人当たりの公園面積	m ²	2006	2.7	増加	同左			市民にとって利用しやすい公園度合い		
都市公園計画の達成状況	箇所/ha	2006	66/26.81	増加	同左			市民にとって利用しやすい公園度合い		
公園管理活動の団体数	団体	2006	77	増加	同左			市民参加による公園維持活動と市民間交流の度合い		
整備すべき一人当たりの公園緑地面積	m ²	2006	24.8	26.8	28.8			市内緑地面積の向上度合い		
提言シート(21) 水辺環境の整備と健全な水循環を進めるまち										
市民による河川の日常管理区域箇所数	箇所	2006	10	20	30			市民参加による河川の良好な管理度合い	箕面市行政評価調書	
河川(ため池)、親水公園に関する市民満足度	%	2006	11.8	30	50			親水ため池の水辺公園の度合い	箕面市行政評価調書	
親水河川・水辺公園の数	箇所		未調査	増加	同左			親水河川・親水ため池の水辺公園の度合い		
水循環推進の涵養水源森林	ha		未調査	増加	同左			豊かな河川環境度合い		
水辺の学校、参加者数	人		未調査	増加	同左			川で楽しむ子どもたちの増加度合い		
野鳥などの観察ポイント	箇所		未調査	増加	同左			河川に生息する野鳥観察が可能な場所		
提言シート(22) 自然環境の保全 - 森林・緑・河川										
自然緑地指定同意面積	ha	2006	72	75	78	年間0.5haの増加	同左	自然環境保全の市民意識	H20の行政評価調書	
市内アプト活動箇所	箇所	2006	133	200	300	1.5倍	2倍	同上	同上	
有害野生動物適正数	個数		過剰	過剰	適正			自然の生態系保持	農水省資料より推測	止々呂美地域意見交流会
提言シート(23) 歴史・文化・伝統行事を大切にすまち										
郷土資料館入場者数	人/年	2006	19,700	25,000	30,000	年間1,000人の増加	同左	市民の歴史・文化への関心度	行政統計資料	
市指定文化財	点	2007	42	増加	増加	希望値	希望値	同上	市勢統計	
伝統行事に関わる市民	倍		未調査	1.5倍	2倍	同上	同上	地域力	未調査	
新しい箕面の文化の誕生	点	2008	0	1	2	同上	同上	市民文化創造力		

提言シート(24) まちなみ・住環境の保全で、快適なまち

都市景観形成地区の数	地区	2006	5	7	10	2年に1地区	2年に1地区	住民の街づくり意欲度	行政統計資料
景観づくりに関わる市民の割合	%	2006	26.1	30	33	希望値	希望値	同上	行政統計資料

提言シート(25) 自然環境を大切に、観光に活かすまち

年間観光客数	万人	2006	116.7	増加	130	年間5万人増加	同左	あたらしい観光産業の成長	行政統計資料
うち外国人観光客数	人		未調査	増加	20%増		希望値	外国人への観光認知度	

目標5 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち

指標名	単位	直近年度	直近値	2015年	2020年	目標値の算出式 (2015年)	目標値の算出式 (2020年)	この指標を用いる意義 (このようなことを現しています)	指標の定義・出所	直近値の算出式等
提言シート(26) 地域コミュニティによる地域まちづくり										
地域のひととの交流割合(地域のひとと相談したり、お互い助け合ったりする割合)	%	2007	21	30	40	中間値	政策目標値	近所付き合い度	市民満足度アンケート	-
自治会組織率	%	2007	54	65	75	中間値	政策目標値	地域参加度	質面市把握	加入所帯数 / 所帯数
自主安全組織率(防火・防災・防犯)	%		未調査	100	100	政策目標値	同左	地域コミュニティの自主防火・防災・防犯の安全総合対策推進度 * 自治会等の自主組織率は別途設定	質面市新規把握	地域自主安全組織数 / 地域コミュニティ設置数
地域子育て委員会組織率	%		0	100	100	政策目標値	同左	地域内子育て支援関係団体連動度	質面市新規把握	地域子育て委員会 / 地域コミュニティ設置数
アドプト制度カバー率	%		未調査	70	90	政策目標値	同左	地域環境自主管理率 * 河川・道路計算法基準新規設定	質面市新規把握	アドプト制度実施数 / 公園・河川・道路数
地域計画策定率	%		0	100	100	政策目標値	同左	地域コミュニティ主導のまちづくり度	質面市新規把握	地域計画策定数 / 地域コミュニティ設置数
地域コミュニティ予算適応率	%		0	100	100	政策目標値	同左	地域コミュニティ主導のまちづくり度	質面市新規実績	地域予算制度適応地域コミュニティ数 / 地域コミュニティ設置数
提言シート(27) NPO等の公益市民活動の地域社会貢献										
市民の公益市民活動参加者率(13歳以上)	%		未調査	5	8	中間値	政策目標値	市民の公益活動参加度	新規にアンケートもしくは各団体実査集計	実査場合は、各団体での集計数 / 13歳以上人口
市民の資金による公益市民活動支援額	万円		未調査	1,500	3,000	中間値	政策目標値	市民の公益活動参加度	市民活動センター新規把握	-
市民の技能・知識関連人材登録数	人	2008	800	1,000	1,200	中間値	政策目標値	市民の公益活動参加度	市民活動センター調査	-
NPO法人事業者数	団体	2008	26	40	50	中間値	政策目標値	社会的自立化規模	市民活動センター調査	-
'分野別ネットワーク'参加団体数	団体		0	200	300	段階値	政策目標値	ネットワ-ク進捗規模	市民活動センター新規把握	-
新規コミュニティビジネス起業数	件		未調査	5	10	中間値	政策目標値	新規コミュニティビジネス開業規模	市民活動センター新規把握	-
新規協働プロジェクト事業数	件	2008	2	5	10	中間値	政策目標値	行政との新規協働事業開発度	質面市実績	-
行政との協働事業規模	万円	2007	9,000	15,000	30,000	段階値	政策目標値	行政との協働事業規模	質面市実績	-
'分野別ネットワーク'からの政策提案数	件		0	10	15	中間値	政策目標値	ネットワ-クの市政参画度	質面市新規実績	-
提言シート(28) 市民も地域経営の担い手										
市民参加に関する市民満足度	%	2007	14	20	30	中間値	満足している市民を倍増	市民が参画する制度・仕組みの確立 度と、参画した市民の納得度	市民満足度アンケート	調査結果
審議会・委員会等に占める公募市民委員の比率	%	2008	12	20	30	中間値	政策目標値	市民が参画する機会の保証度合	市役所資料	市役所資料
各種計画立案時の市民参画	%		未調査	100	100	予算を含め市の計画立案には市民が参画することを原則とする	政策目標値	市民参画の実施状況の確認	同上	

提言シート(29) 効率よく仕事を進める行政

市役所職員数(病院・水道を除く)	人	2008	1,031	900	800	定年退職者の半数を補充した場合の職員数	期待値	期待値	行政のスリム化状況を的確に表せる市役所の仕事の効率化に対する市民の評価を重視すべきである	市役所資料	市役所資料
市役所の仕事に無駄が多いと感じている市民の比率	%		未調査	20	10未満					アンケート調査を実施して把握	

提言シート(30) 公共施設や建物を長く快適に使い続けられるまちづくり

安全管理のボランティア活動参加者人数	人		未調査	増加	増加				物を大切に、安全で長持ちさせる意識向上の指標		
施設の長寿命化など学習会回数	回	2008	0	増加	増加				本格的な建造物更新期の財政負担と安全対策の周知度		
安心水準等の管理検討の参加者数	人	2008	0	増加	増加				本格的な建造物更新期の財政負担と安全対策の意識向上の指標		
建物や遊具など定期報告率	%		未調査	向上	向上				建造物や建築物、遊具など安心で合理的な維持管理の向上指標		

提言シート(31) 財政が健全なまちへ

経常収支比率	%	2007	100.1	95	90	中間値	全国平均並み	自治体財政の健全度を示す代表的指標	決算	2007年度決算速報値
基金残高	億円	2007	165	50	50		直近地より減らすべきではないが、現実的な対応を容認する	基金残高 > 市債残高を目標とすべきであるが、急激な改善の影響を考慮する	決算	2007年度決算速報値
市債残高	億円	2007	306	200	100		大幅に削減すべきである		決算	2007年度決算速報値
市税納付率	%	2007	93.3	94	95	中間値	現状より明らかに改善する	行政の徴収意欲度と市民の協力度	決算	2007年度決算速報値

提言シート(32) まちを元気にする条例づくり

自治基本条例の制定			未着手	制定済み	早期策定						
自治基本条例の認知度	%			50	80	期待値	期待値	市民の認識度		アンケート調査を実施して把握	

提言シート(33) 地域社会の情報化

「地域コミュニケーションネット」サイト登録団体率	%			60	90	段階値	政策目標値	新規システム定着度	新規実数把握	サイト登録団体数/全地域コミュニケーション関連団体数
「NPOポータルサイト」登録団体率	%			60	90	段階値	政策目標値	新規システム定着度	新規実数把握	ポータルサイト参加団体数/全登録NPO数
地震予知設備設置率(商業施設等を含む)	%		未調査	80	90	政策目標値	政策目標値	緊急時情報システムの整備度	新規実数把握	地震予知設備設置数/公共施設数(民間含む)